

平成二十八年三月十六日(水曜日)
午前八時開議

財務金融委員会議録第十一号

第一類 第五号

出席委員	佐川 宣寿君
委員長	宮下 一郎君
理事	藤井比早之君
理事	松本 洋平君
理事	古川 元久君
青山 周平君	神田 憲次君
井林 辰憲君	古川 神代
大岡 敏孝君	木内 賀胤君
勝俣 助田 重義君	伊藤 渉君
中山 展宏君	井上 貴博君
野中 厚君	越智 隆雄君
竹本 直一君	大野敬太郎君
山田 賢司君	國場幸之助君
玄糸光一郎君	鈴木 隼人君
前原 誠司君	田野瀬太道君
鷺屋英一郎君	宗清 幸典君
齊藤 鉄夫君	根本 武部
宮本 徹君	福田 健太君
小泉 龍司君	丸山 岳志君
同日 同日	同日 同日
辞任 辞任	瀬戸 隆一君
武部 新君	瀬戸 隆一君
武部 新君	瀬戸 隆一君
武部 新君	瀬戸 隆一君
同月十五日	同月十五日
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)	同月十五日

同月三日
消費税一〇%再増税、インボイス導入中止に関する請願(清水忠史君紹介)(第五〇六号)
同(真島省三君紹介)(第六〇五号)
所得税法第五十六条の廃止に関する請願(堀内照文君紹介)(第五三三号)
同(清水忠史君紹介)(第五三九号)
同(吉川元君紹介)(第五五九号)
同(穀田恵二君紹介)(第六五八号)
同(志位和夫君紹介)(第六五九号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第七〇三号)
同(梅村さえこ君紹介)(第七〇五号)
同(大平喜信君紹介)(第七〇六号)
同(笠井亮君紹介)(第七〇七号)
同(穀田恵二君紹介)(第七〇八号)
同(齊藤和子君紹介)(第七〇九号)
同(志位和夫君紹介)(第七一〇号)
同(清水忠史君紹介)(第七一一号)
同(塙川鉄也君紹介)(第七一二号)
同(島津幸広君紹介)(第七一三号)
同(田村貴昭君紹介)(第七一四号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第七一五号)
同(梅村さえこ君紹介)(第七一九号)
同(眞島省三君紹介)(第七二〇号)
同(島山和也君紹介)(第七一七号)
同(藤野保史君紹介)(第七一八号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第七一五号)
同(畠野君枝君紹介)(第七一六号)
同(島津幸広君紹介)(第七一三号)
同(田村貴昭君紹介)(第七一一号)
同(塙川鉄也君紹介)(第七一二号)
同(宮本岳志君紹介)(第七一七号)
同(本村伸子君紹介)(第六八一号)
同(眞島省三君紹介)(第六七八号)
同(宮本徹君紹介)(第六七九号)
同(本村伸子君紹介)(第六八一号)
同(眞島省三君紹介)(第六八三号)
同(梅村さえこ君紹介)(第六八四号)
同(大平喜信君紹介)(第六八五号)
同(笠井亮君紹介)(第六八六号)
同(穀田恵二君紹介)(第六八七号)
同(齊藤和子君紹介)(第六八八号)
同(志位和夫君紹介)(第六八九号)

出席委員	(政府参考人 (財務省關稅局長))	佐川 宣寿君
委員長	宮下 一郎君	迫田 英典君
理事	うえの賢一郎君	神田 憲次君
理事	藤井比早之君	伊原 和人君
理事	古川 元久君	禎久君
理事	古川 元久君	禎久君
青山 周平君	神田 憲次君	禎久君
井林 辰憲君	古川 神代	禎久君
大岡 敏孝君	木内 賀胤君	禎久君
勝俣 助田 重義君	伊藤 渉君	禎久君
中山 展宏君	井上 貴博君	禎久君
野中 厚君	越智 隆雄君	禎久君
竹本 直一君	大野敬太郎君	禎久君
山田 賢司君	國場幸之助君	禎久君
玄糸光一郎君	鈴木 隼人君	禎久君
前原 誠司君	田野瀬太道君	禎久君
鷺屋英一郎君	宗清 幸典君	禎久君
齊藤 鉄夫君	根本 武部	禎久君
宮本 徹君	福田 健太君	禎久君
小泉 龍司君	丸山 岳志君	禎久君
同日 同日	同日 同日	同日 同日
辞任 辞任	瀬戸 隆一君	瀬戸 隆一君
武部 新君	瀬戸 隆一君	瀬戸 隆一君
武部 新君	瀬戸 隆一君	瀬戸 隆一君
武部 新君	瀬戸 隆一君	瀬戸 隆一君
同月十五日	同月十五日	同月十五日
関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)	同月十五日	同月十五日

同月三日
消費税一〇%再増税、インボイス導入中止に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第六六〇号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第六六一号)
同(池内さおり君紹介)(第六六二号)
同(塙川鉄也君紹介)(第六六三号)
同(梅村さえこ君紹介)(第六六四号)
同(笠井亮君紹介)(第六六五号)
同(穀田恵二君紹介)(第六六六号)
同(志位和夫君紹介)(第六六七号)
同(清水忠史君紹介)(第六六八号)
同(穀田恵二君紹介)(第六六九号)
同(塙川鉄也君紹介)(第六七一號)
同(梅村さえこ君紹介)(第六七二號)
同(高橋千鶴子君紹介)(第六七三號)
同(畠野君枝君紹介)(第六七四號)
同(志位和夫君紹介)(第六七五號)
同(塙川鉄也君紹介)(第六七六號)
同(島津幸広君紹介)(第六七七號)
同(眞島省三君紹介)(第六七八號)
同(宮本徹君紹介)(第六七九號)
同(本村伸子君紹介)(第六八一號)
同(眞島省三君紹介)(第六七八號)
同(宮本岳志君紹介)(第六八三號)
同(梅村さえこ君紹介)(第六八四號)
同(大平喜信君紹介)(第六八五號)
同(笠井亮君紹介)(第六八六號)
同(穀田恵二君紹介)(第六八七號)
同(齊藤和子君紹介)(第六八八號)
同(志位和夫君紹介)(第六八九號)

消費税率を五%に戻し、増税中止を求めることが
消費税率を五%に戻し、増税中止を求めることが

けれども、この点につきまして大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○麻生国務大臣

これは鷲尾先生、御指摘のありましたように、これまで税関においても、水際におけるまいわゆる指定薬物の的確な取り締まりのために、必要な職員の増員とか予算の手当てをしてきたところであります。

今後とも、限られた定員、予算事情のもとで、効率化を図りながら、この指定薬物の摘発に必要な体制準備を進めてまいりたいと思っておりますが、二十七年度の定員の査定で五十五人増でふやさせていただいて、二十八年度の定員査定においても五十三名の増員というものをさせていただいているところであります。

○鷲尾委員 今後の見通しもあるうかと思います。これだけ急激にふえているといふことに鑑みまして、入ってしまってはどうしようもないで、

マンパワーが犯則調査は大事だと思いますので、ぜひ、それを踏まえて御対応いただけたらというふうに思います。

危険ドラッグもそなんですけれども、危険ド

ラッグも含むといいましょうか、危険ドラッグは去年指定して、それで物すごく業務量がふえた。従来からの、いわゆる覚醒剤を初めとする不正薬物についても、相変わらず、最近もいろいろな各界での覚醒剤の事件というのは相次いでおるわけですが、やはりこういったものが入ってきているということと自体が、大変憂慮すべき事態だらうと思つております。

先ほど大臣もおっしゃったとおり、水際でどうとめるかというと、これが大事なわけでありまして、覚醒剤犯並びに大麻や麻薬等この水際の取り締まりという状況の中、これはどれぐらい今の現状はどうなのか。また、新たに金の地金の密輸事件も大変ふえているといふに聞いておりますので、こことのころの状況もお聞かせいただきたいと思います。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

まず不正薬物全体のことですが、危険

ドラッグが対象になりましたので件数は大変多くなったというのと申上げたとおりでござりますが、それ以外のところでも、不正薬物全体の押収量で、平成二十七年で約五百二十キログラム、昨年比、減少はしておりますけれども、五年連続で五百キログラムを超えているという状況でございます。

中でも、今先生がおっしゃいました覚醒剤でござりますけれども、覚醒剤の密輸の摘発件数が平成二十七年で八十三件、押収量におきまして四百二十二キロということでございまして、前年比では若干減少しておりますが、やはり覚醒剤というのは、不正薬物全体の押収量の中では約八割を占めておるというところでございまして、我が国で乱用される薬物の主流というのが覚醒剤という現状でございます。

一方、先生御指摘の金地金の話でございますが、

金地金の密輸事件の摘発件数でござります。平成二十六年が百二十件、平成二十七年が四百六十三件というふうに増加をしているところでございま

す。

摘発後の取り扱いを申し上げますと、金地金の密輸事件を摘発しますと、まず、その金地金を押収いたします。押収した上で、犯則嫌疑者から事

情を聞きまして、罰金の相当額及び本来納付すべ

き消費税を納付させて行う通告処分、あるいは、

もう情状が悪質であるというならば、まさに検察

官に告発を行うということをしているところでございます。

○鷲尾委員 覚醒剤の件ですけれども、最近のそ

の生産量というのは非常に世界全体で伸びて

いる一方だと聞いております。

二〇〇八年で二十四トンだったものが二〇一二年には百十四トンまで、世界の

覚醒剤の生産それから摘発というのはどんどんふ

えている一方だと聞いております。

それがいつ日本に来るかわからないといふこと

で、先ほど局長おっしゃったように、若干ちょっと減っているということなわけですが、それ

ども、いつまたふえるかわからないといふところ

で、従来からの取り締まりというのも、決して緩んではいけないというところでござります。

ですから、新たな危険ドラッグが出てきました、あるいは金の地金もふえているということでおさりますけれども、こつちもふえました、では人員を、こつちは減つてきたからという形で、既存のものを少し人員を抑えて、新しくふえてきたものに対応しようということができるかというと、今申し上げたように、大変世界全体で生産量もふえていますけれども、覚醒剤の密輸件数が平成二十七年で八十三件、押収量におきまして四百二十二キロということでございまして、前年比では若干減少しておりますが、やはり覚醒剤というものは、不正薬物全体の押収量の中では約八割を占めているというところでございまして、我が国で乱用される薬物の主流というのが覚醒剤という現状でございます。

ただ、このふうに認識をしております。

また、今ほど指摘をいたしました金地金の密輸事件はかなりふえているという認識でござりますけれども、これはなぜふえているかというと、消費税の部分も起因しているんじゃないかといふふうに思つております。益税目当てということもかなと思つておりますが、これはともすれば、消費税率が上がるということになりますと、さらに費用率が上がるということになりますと、さらに

事件はかなりふえているという認識でござります。

けれども、これはなぜふえているかというと、消

費税の部分も起因しているんじゃないかといふふうに思つております。益税目当てということもかなと思つておりますが、これはともすれば、消費税率が上がるということになりますと、さらに

事件はかなりふえているという認識でござります。

何か税関の今の状況は本当に大変なんじゃないかな、調べれば調べるほど、水際対策はかなり今

厳しい状況に立たされているんじやないかなといふふうに思つておりますが、この点、大臣どうお考えかといふこともお聞かせをいただきたいと思います。

○鷲尾委員 摘発件数が急増しているということ

は、多分、その前の状況からうまみを感じている

人たちが大変多かつたということだと思います。

つまり、皆さん頑張っておられるんだけれども、

体制がそこに追いついていないから、徐々に徐々

に体制が整備され、いろいろ税関での経験も蓄

積されて、それで少しづつ件数が上がってきて

いるということなので、それで、今大臣はどこまで

の因果関係がといふうにおっしゃいましたけれ

ども、利幅が、利幅という言い方がちょっと適切

かどうかわかりませんが、少なくとも相当ふえそ

うだなという感じも常識的にはいたしますね。で

すから、人をどうやってやりくりしていくんだろ

うなと思うんです。

必要な体制の整備と一言で大臣はおっしゃいま

すけれども、いろいろな技能を習熟していくとい

うのもやはり人ですし、それをどんどんふやして

いくにしても、それを組織として浸透させなきや

いけないといふこともありますから、そういう意

味でも、皆さん方にかなり気を引き締めてかかっ

ていたかなきやいけないんじやないか、こう

さらに苦労しなければいけない話なのではないか
といふに思うんです。

ですから、必要な定員だけではなくて、その教育、研修の充実であつたり、並びに、機械によつてうまく業務をサポートするという意味でも、定員だけではない予算がまた必要になつてくるといふに思つんです。

この点につきましても大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○麻生国務大臣 まず鷲尾先生、定員からですけれども、平成二十七年度中におきまして、訪日外国人増加に対応するために、税関だけでプラス七十六人の緊急増員を実施させていただいております。二十八年度におきましても、税関定員をさらに五十三人純増ということにさせていただいておるんですが、研修につきましても、これはかなり高度な専門性を有しておりますという御指摘のとおりなので、そういったことも重要だと考えております。

税関は研修所がありますので、研修所において、新規採用職員に対する研修とか、いわゆる役職別研修を実施するのは当然なんですが、取り締まりのいわゆる技法は、かなり巧妙になつてきてゐるのは昔とも全然違いまして、単純な手口じゃありませんので、そいついた意味では、情報分析などの専門研修を実施させていただいているところですが、いわゆる検査の機器、機械というものにつきましては、平成二十八年度の予算におきましても、治安対策経費として百二十一億円、前年度比プラスの一割、約十何億になりますが、を計上させていただいているところです。

今後とも、この取り締まりに当たりましては、機器やら何やら、とにかく一回、香水に見えるけれども、別に入れるたばつと分解して麻薬に戻りますみたいなものやら何やらもう物すごく巧妙になつてきていることは事実でありますので、そういうものに対応するべく、機器等々も考えなさいかぬということになつてきているのは事実だと思いますので、検討させていただいておく、常に

心構えをしておかねばならぬと思つております。

○鷲尾委員 質の確保といふこともぜひお含みをります。

今回の法律の改正では、営業秘密侵害品といふものを、経産省の不正競争防止法の改正によりましてこれを輸入禁止の指定をするわけでございますけれども、これもかなり専門的な話でありまして、この営業秘密侵害品、これは現場でどういう対応になつていくんだらうな、あるいは、不正の輸出入が行われたときにタイムリーにこれは取り締まつていかなきやいけない、そのタイムリーさと、いうことも大事だなというふうに思つんです。

今申し上げてある現場の状況から、さらにこういふものが加わるということで、政府としてどう対応しようと考へておられるのかということを質問したいと思います。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
先生おつしやつたとおりでございまして、営業秘密侵害品、今回の法改正で水際取り締まりの対象にしようというふうにしておるわけでございますが、そのためにも、税関の現場では、その侵害の該否を迅速、適正に判断、確認できる仕組みが必要だというふうに考へております。

何もそのエビデンスがなければ、不正競争防止法の保護を受けることができる者や物品が必ずしも明確でないような事案も想定されるところでございます。

したがいまして、経済産業省との議論をいたしまして今回この関税法の改正でございまして、経済産業大臣が、営業秘密を侵害された者の申請に基づいて、まずは、税関の水際取り締まりの対象となる営業秘密不正使用物品及び輸出入するおそれのあるものが営業秘密不正使用物品であることを知つてゐる者という、その二つの要件を認定する制度を導入いたしまして、営業秘密を侵害されたものは、税関へ差しとめ申し立てをする際に、経産大臣による認定内容が記載された書面を提出するという仕組みになつてござります。

したがいまして、この仕組みを使いますと税関の水際取り締まりの対象となる営業秘密侵害品が明確になりますので、税関の現場で迅速、適正に判断、確認することが可能になるというふうに思ひます。

今後とも、経産省とよく連携して、迅速、適正な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鷲尾委員 不正輸出入をとめたいというそのニーズにどう応えるかというところだと思いますので、それは、今は連携していくことでしょうけれども、現場で混乱のないようにお願いいたします。

それから最後の質問でありますけれども、今回の法律で、輸出入申告にかかる若干の規制緩和をしております。いわゆる認定事業者はその管轄の税關以外でも申告を行えるという形で選択肢がふえたというふうに認識をいたしておりますけれども、若干の規制緩和がされていておられますけれども、若干の規制緩和がされていておられます。

あれば、逆に、認定事業者になる際の基準でありますとか、あるいは、認可を受けた後の管理監督のためにも、税関の現場では、その侵害の該否を迅速、適正に判断、確認できる仕組みが通つてしまつたらそれで十分だということになつたらどうかなというふうに思つておりますので、この点はいかがでしようか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
今先生がおつしやいましたように、今回の申告官署の自由化につきましては、輸出入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有する者として税関長の認定を受けたAEO事業者が、それができることになつてござります。

それで、そのAEOの認定の審査に際しましては、事業者のコンプライアンスを確保する観点から、過去三年間の関税法等の法令違反の有無をまず確認します。それから、貨物のセキュリティ管理、あるいは税関手続に関する事項が、その事業者の法令遵守規則という部内の規則にきちんと定められているかというものもきちんと書面で確認しまして、その上で事業者の施設に赴いて実効

性を確認しているというのが、まず事前の審査でございます。

その後、認定した後も定期的にAEO事業者に監査を実施して、きちんとコンプライアンスが維持されているかということを確認しているところです。

○鷲尾委員 大臣、本当に今税關の現場は大変だなどいうふうに、調べれば調べるほど、そう思います。ありがとうございます。

水際対策の重要性と現場の今の状況を踏まえまして、本当に全力で体制を整備されることをお願いします。

○宮下委員長 次に、落合貴之君。

○落合委員長 おはようございます。維新の党、落合貴之でございます。

民主・維新・無所属クラブの持ち時間の範囲内で、関税定率法等の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

まず、今回の改正の六本柱の一つ、営業秘密侵害品の輸入してはならない貨物への追加について、先ほど鷲尾委員も少し触れましたが、お伺いをさせていただきます。

これは、昨年、不正競争防止法の一部改正案が国会を通つたことに関連するものです。私、そのときの経産委員会の審議にも参加していまして、先ほど鷲尾委員も少し触れましたが、お伺いをさせていただきます。

まず、ここに規定している貨物の輸出入者とは何を示しておられるのでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

営業秘密侵害品に関する輸入者のお話でございますが、不正競争防止法におきましては、営業秘密の不正使用により生産されたものを、そのことを知つてゐる者が譲渡、輸出入等をする行為が規制されているところでございます。

平成二十八年三月十六日

六

密侵害品でありまして、当該物品を輸入する者がまさに営業秘密侵害品の輸入者ということに定義されているわけでございます。

○落合委員 では確認ですが、通関業者はこの中には入っていないということです。

○佐川政府参考人 通関業者と申しますのは、各税関長がその許可をして出している者でございます。して、今おっしゃったように、この営業秘密侵害品の輸入者ということには当たっていないということでござります。

○落合委員 それでは経産省伺いますが、「ここに二つの判断が求められている。まず一つ目が、その貨物が営業秘密侵害品であること、それから二つ目に、その貨物の輸出入者が営業秘密侵害品であることを知っていること、この二つが判断されなければなりませんが、これはどのような基準で判断されることになつてあるんでしょうか。」

○中山政府参考人 お答え申し上げます。まず一つ目の、営業秘密の不正使用により生じたものであるかどうか。具体的な場面によると思ひますけれども、例えば、営業秘密が不正に流出していることを示すような送信ログ、記録のようなものが残つてゐるかどうか。

あるいは二番目の、営業秘密侵害品であることについて知つていたか、あるいは、知らなかつたことについて重大な過失があるかどうかかというところについて重大な過失があるかどうかといふに考へております。

○落合委員 それでは、これが営業秘密不正使用物であることを知つてゐる者が輸出入することを事前に認定する申請手続をすると思ひますが、それはどのような具体的な手順を踏むんでしょうか。

○中山政府参考人 先ほど、関税局長の方からも御答弁ございましたけれども、営業秘密を侵害されているおそれがある者の方から申し立てがある場合がございます。そのような場合は、先ほど私

が御説明申し上げましたような、営業秘密を不正に使用して生じたものであるかどうか、あるいは知つていたかどうかという申請をしていただきまして、それを指します資料とともに経済産業省の申請をいたくということになります。

以上の中の手續とか、どのような書類が必要になるかということにつきましては、法案成立を目指して、經濟産業省令を整備し、周知を図つてまいりたい、かようと考えております。

○落合委員 わかりました。法案が通つてから施行日が四月一日になつてしままでの、かなり日にちが迫つてゐるということを確認させていただきました。

○中山政府参考人 お答え申し上げます。具体的に判断をするとなると、役人の方だけではなく、外部の弁理士、弁護士等もかかわつてくると思いますが、これは予算はそのため必要だと思いますが、どうなつてしまつてしまつ可能性も高い。

○中山政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、きちんと営業秘密侵害品ではあるかどうかについて判断をしていくために、例えば大学の教授などを含めた学識経験者であります。専門家の判断を仰ぐに当たつては、時間もかかるかもしれません。

○落合委員 お答え申し上げます。それは、これまでの手続きで、業務改善命令について伺わせていただきます。

○中山政府参考人 お答え申し上げます。それは、これまでの手続きで、業務改善命令について伺わせていただきます。

○落合委員 お答え申し上げます。

いつたことに対応することは大変なことではあります、今回の法律の中身を見て考えてみます。この営業秘密侵害品といふものは、多くが、見てすぐわかるようなものではないというふうに私は考えました。

にせものブランド物のバッグだったら、見てみますとすぐはつとすることがあります。が、図面が盗まれたですかデータが盗まれた、製造技術だというようなことを、見た目で、水際で判断するというのは非常に難しいものがあると思います。それから、専門分野に及んでいますので、手続もいろいろと煩雑になる可能性もある。専門家の判断を仰ぐに当たつては、時間がかかるかもしれません。

したがつて、実際に実効性を持つ機能させるというのはいろいろと試行錯誤をしなければならないことが考えられますので、やはり、これは施行してからが重要な事案であると私は考えております。施行してからいろいろと問題が出てきましたら、私もまたここで取り上げさせていただきたいと考えております。

これが、やはり重要な事案であると私は考えております。施行してからが重要な事案であると私は考えております。施行してからいろいろと問題が出てきましたら、私もまたここで取り上げさせていただきたいと考えております。

それが、やはり重要な事案であると私は考えております。施行してからが重要な事案であると私は考えております。

○落合委員 今まで、報告の徵取をして、それに對して処分として戒告があり業務停止がありといふと考へております。

通関制度の見直しに関しまして、今回、業務改善命令等が新設されます。何で、そもそも今まで現行法では三十四条の一項に戒告といふのが規定されていて、これが今回改正案では削られてしまうというようなことで、見てみると、今まで現行法では三十四条の一項に戒告といふのが規定されていて、これが今回改正案では削られています。今回の三十三条の二で業務改善命令が新設されている。戒告が業務改善命令にある意味変わつてゐるわけですので、この戒告と業務改善命令の違いがどういうふうに作用していくのか、ここは重要な点だと思いますので、私も、いろいろと資料などもいただきながら、この数字も見せていただければと思います。

では、その次に重加算についてなんですが、今回、短期間に繰り返して無申告または仮装、隠蔽が行われた場合の重加算税等の加重措置の導入がされます。これまで、これに該当するような件数

が大幅ございまして、通關手続をめぐる環境の変化、要は、数も多くなりましたし複雑にもなつてまいりました。通關業者の行う実務が複雑化、多様化してきておりまして、これに対応するものと考へております。

○落合委員 今まで、報告の徵取をして、それに對して処分として戒告があり業務停止がありといふと考へております。

今回、短期間に繰り返して無申告または仮装、隠蔽が行われた場合の重加算税等の加重措置の導入がされます。これまで、これに該当するような件数

が大幅ございまして、通關手続をめぐる環境の変化、要は、数も多くなりましたし複雑にもなつてまいりました。通關業者の行う実務が複雑化、多様化してきておりまして、これに対応するものと考へております。

今回、通關業者の業務が適正に行われていな場合には、その業務を早い段階でその是正を促す必要がありますので、今まで指導と処分と一緒にして、それを指します資料とともに経済産業省の方に申請をいたくということになります。

○落合委員 今まで、報告の徵取をして、それに對して処分として戒告があり業務停止がありといふと考へております。

なあ、他の業法においても、同様の定めに基づいて業務改善を命ずることを可能としているといふことが一般的であるということもつけ加えさせていただきたいと思います。

○落合委員 今まで、報告の徵取をして、それに對して処分として戒告があり業務停止がありといふと考へております。

その間の業務改善命令、是正を促す仕組みをつくるというようなことで、見てみると、今まで現行法では三十四条の一項に戒告といふのが規定されていて、これが今回改正案では削られています。今回の三十三条の二で業務改善命令が新設されている。戒告が業務改善命令にある意味変わつてゐるわけですので、この戒告と業務改善命令の違いがどういうふうに作用していくのか、ここは重要な点だと思いますので、私も、いろいろと資料などもいただきながら、この数字も見せていただければと思います。

では、その次に重加算についてなんですが、今回、短期間に繰り返して無申告または仮装、隠蔽が行われた場合の重加算税等の加重措置の導入がされます。これまで、これに該当するような件数

が大幅ございまして、通關手続をめぐる環境の変化、要は、数も多くなりましたし複雑にもなつてまいりました。通關業者の行う実務が複雑化、多様化してきておりまして、これに対応するものと考へております。

○落合委員 今まで、報告の徵取をして、それに對して処分として戒告があり業務停止がありといふと考へております。

○佐川政府参考人 お答えします。

重加算税でございますが、直近一年間ですが、

平成二十六年に重加算税を賦課した件数、三百九

十件でございます。

○佐川政府参考人 これも、今まで重加算税をこのようない形では課していなかつたということですが、もうちょっと早くやるという選択肢もなかつたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答えさせていただきます。

この重加算税の加重措置のお話でございますが、実は今般国税につきまして税制改正法案が出ておりますが、その中の国税の法案において、意図的に仮装、隠蔽を繰り返す者を牽制するという観点からと、いう意味でございまして、実は現行の加算税率は、国税の場合、無申告または仮装、隠蔽が行われた回数にかかるらず、一律でござります。

したがいまして、意図的に無申告または仮装、隠蔽を繰り返す者に対する牽制効果が限定的ではないかというふうに考えられたところでございまして、そういう意味では、当初申告のコンプライアンスを重視する観点から、加算税の見直しを行うこととしたところでございます。

そういう意味では、関税につきましても、繰り返し仮装、隠蔽等をして納税申告をする悪質な事例がございますので、これまで以上に牽制効果を働かせて適正な納税申告を確保する観点から、税制改正と同様の措置を今般導入することとしたというところでございます。

○落合委員 牽制効果というお言葉でしたが、これも大変重要なポイントだと思います。これも、数字がどのように今回の改正によって変化をしていくか、私も注視させていただきたいと思います。

そして、いろいろこの法案の中で新旧の部分を見させていただきました。その中で、概要ペーパーにはなかつたのですが、相続の件が変更されるということで、その点も質問をさせていただきたいと思います。

今回の改正において通関業法第十一條の二が新たに追加されまして、相続による通関業の許可の承継に関する規定が設けられました。現行では、

第十条において、通関業者が死亡した場合は通関業の許可は一旦消滅するというふうに規定されていますが、今回は相続ができるようになつて

資格、許認可の問題ですので、今までのようになります。

一旦消滅させた方が行政のチェックがきくのでは

ないかと思うんですが、どうして相続させるよう

に変更がなつたんでしょうか。

○大岡大臣政務官 落合先生にお答え申し上げま

す。

今回の通関業法改正におきまして、合併等があつた場合に安定的に通関業者としての事業の継続性を担保することができるよう、地位の承継に係る規定を新設いたしました。

ちなみに、他のものに、例えば保税蔵置場等は既にあつたわけでございますが、今回、通関業者について新設をしたということでございます。

なお、通関業者の合併等につきましては、これまた、あらかじめ合併後の法人について実質的な審査を行いまして、速やかに通関業の許可を行

うことによって、通関業者の事業の継続性の確保や利用者の保護に努めてきたところでござります。

また、今回、この事業の承継の規定を設けるからと

して、今回、この事業の承継の規定を設けるからと

この自由化につきましては、弊害も出てくることはあるんですが、弊害についてどのようなこと

はあるんですが、弊害についてどのように思つておられますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今回、先生御指摘のとおり、申告官署の自由化を行うわけでございますが、メリットの方を申し上げますれば、この自由化におきまして、貨物の置かれていないところに申告ができるわけですから、いわゆる輸出入者、通関業者等、事務の効率化、コスト削減等で貿易の円滑化に資すると考えておりますところでございます。

一方、先生がおっしゃる弊害があるのかといふことでございますが、弊害ということではございませんが、申告官署の自由化をいたしますと、先はまた見通せないのでござりますけれども、特定の税関官署の輸出入申告が集中して若干事務が遅延するのではないかといったような懸念もあるかもしれません。されど、そういう弊害は生じないということが大変重要だというふうに考えております。

したがいまして、今回の自由化の実施に当たりましては、各事業者との間で十分に意思の疎通を

して、税関の業務が円滑に行われるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○落合委員 今回挙げさせていただいたポイントは、また数カ月後に、どのようにいい数字が出て

いるかどうか、確認をさせていただきたいと思いま

す。

ただ、法的にしっかりと担保をしてあげた方が

業者にとっても安定性の点でメリットが多いとい

うことから、今回の規定を設けるようにしたとい

うことでございます。

○落合委員 この点は、本当にいい改善な

か、いい改定なのかといふところは、少し私は納得しない部分があります。これも事例が具体的に

出でこないとかわらない部分もありますので、も

し問題があるようであれば、今後も取り上げさせ

ていただきたいと思います。

それでは、時間なので最後ですが、今回の大き

い変更点として、輸出入申告官署の自由化という

ものがあります。

念の声はあるということあります。

現行の法制でも価格の下限自体は決まっていな

いわけありますけれども、本改正で目安となる価格がなくなつてしまふ、こうしたことによつて、

通関業者のなりわいが成り立たないような価格急落があつては絶対ならないというふうに思つてお

ります。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今回、先生御指摘のとおり、申告官署の自由化

を行うわけでございますが、メリットの方を申し

上げますれば、この自由化におきまして、貨物の

置かれていないところに申告ができるわけですか

ら、いわゆる輸出入者、通関業者等、事務の効率化、コスト削減等で貿易の円滑化に資すると考

えておるところでございます。

一方、先生がおっしゃる弊害があるのかといふ

ことでございますが、弊害ということではございませんが、申告官署の自由化をいたしますと、先

はまた見通せないのでござりますけれども、特定の税関官署の輸出入申告が集中して若干事務が遅延するのではないかといったような懸念もあるか

もしれませんが、そういう弊害は生じないということが大変重要だというふうに考えております。

したがいまして、今回の自由化の実施に当たりましては、各事業者との間で十分に意思の疎通を

して、税関の業務が円滑に行われるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○落合委員 今回挙げさせていただいたポイントは、また数カ月後に、どのようにいい数字が出て

いるかどうか、確認をさせていただきたいと思いま

す。

ただ、法的にしっかりと担保をしてあげた方が

業者にとっても安定性の点でメリットが多いとい

うことから、今回の規定を設けるようにしたとい

うことでございます。

○落合委員 この点は、本当にいい改善な

か、いい改定なのかといふところは、少し私は納得しない部分があります。これも事例が具体的に

出でこないとかわらない部分もありますので、も

し問題があるようであれば、今後も取り上げさせ

ていただきたいと思います。

ろな利用するものがあるうかと思つておきたいと思つております。きちんと目を配つておきたいと思つております。

○宮本(徹)委員 しっかりと目を配つていただきました

いと思います。

それからもう一点、パブリックコメントの中で、申告官署の自由化について、地方の中小の通関業者から仕事が減るのではないかという懸念も寄せられております。これも、全事業者に説明する中で懸念は少なくなっているというふうには聞いていますが、これは施行は二年後ということで、二年たままで、大手の事業者からの今もらっている委託が引き続きもらえるのかどうかというのは、まだ不透明な部分がかなり残されていて、先が見えない不安もあるというふうに聞いております。

ですから、法施行まで二年というふうになつて

いますけれども、通関業監督官を通じて、この九百二十者は手のひらに乗るぐらいの数ですから、しっかりと手のひらに乗せて、親身に相談に乗つて、なりわいが成り立たなくなるような事業者が出ることがないような対策をぜひとつていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、申告官署の自由化とい

うものによりまして、一部の通関業者の方から、

地方の通関業者に対する都市部の荷主や通関業者

からの依頼そのものが減少するのではないかと

いつた意見があります。他方、多くの通関業者か

らは、手続を行う申告先といつものが変わりまし

ても、貨物が置かれている場所とか、いわゆる貨

物の流れが変わるものではありませんし、また、

通関業務は、貨物の保管それから輸送、運送といつ

たものと一体として委託をされますのが通常であ

りますので、通関業務のみを切り離して委託され

るケースというのはまれであろうというような理

由から、必ずしも、地方業者への委託が直ちに激

減するというか、減少するということにはならないのではないかとの意見も聞かれて、これは両方

ありますので、今御指摘のとおりだと思います。

そういった意味では、この制度改正の内容の説

明、また周知にこれまで努めてまいりましたが、

まだ時間もありますので、引き続き、丁寧な説明、

相談というものをを行わせていただきて、いわゆる

零細中小の通関業者 地方の通関業者の不安とい

うものの払拭に努めてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 丁寧に説明して、相談して、も

し仕事が減るようなどころがあつたら、そうなら

ないよう親身に援助もしていただきたいとい

うことを申し述べておきたいと思います。

そういう対策をしっかりとすることを前提

に、私たちもこの法案については賛成をさせてい

ただきたいと思います。

その上で、残った時間で、この間起きていた幾

つかの問題について取り上げさせていただきたい

と思います。

一つは、保育園の待機児童の問題です。一年前

も三月に本委員会でも取り上げさせていただきま

した。

おととい、私の住んでおります目黒区でも、保

育園に入れないお母さん方が集まって、区に異議

申し立てといふことも行いました。このままでは

職場に復帰できない、私活躍できません、どうに

か保育園に入りたいと、大変深刻な事態が起きて

おります。ですから、緊急対策、抜本対策、本当に

できることは何でもやつていかなければならな

いというふうに思います。

日経新聞が自治体に行ったアンケートを見ます

と保育所整備の一一番の課題は何かということで、

一番は用地、物件の確保、二番目に保育士の確保、

三番目に運営主体の確保、四番目に財源の確保、

五番目に周辺住民の理解などいうことでたくさん

の課題が出ているわけですね。これに全部手を

打つていかなければならぬというふうに思いま

す。

そこで、本委員会の管轄でできることというこ

とで、私、昨年も国有地の問題について取り上げ

させていただきました。

国有地を、福祉施設については、無償貸し付け、

それを拡大すべきだというふうに考えております。

私は、保育園についてもこの減額貸し付け制度

が実現できるべきだというふうに考えております。

いかがでしょうか。

○宮本(徹)委員 十二物件相談が来て、今、五物

件協議中、もう契約が成り立つたのが一件あると

いうことがありますから、その分、今回の制度に

よつて自治体も手を挙げやすくなっているという

状況だと思います。

そこで、どう研究するのかということですけれ

ども、きょうは厚労省の副大臣にも来ていただき

ましたが、仮に保育園に対しても、今回の介護施

設と同じような 貨料を半額だと、減額貸し付

け制度ができた場合 利用したい自治体があるの

かどうかを、改めて待機児童を抱えている自治体

に意向調査、二、三調査をやられてはどうかと思

います。

いかがでしょうか。

そこで、昨日の予算委員会で、我が党の田村

智子議員が国有地の減額貸し付けなどの対策を提

案したことについて、総理からは、研究していく

たい、こういう答弁がございました。

そこで、どう研究するのかと云ふことですけれ

ども、きょうは厚労省の副大臣にも来ていただき

ましたが、仮に保育園に対しても、今回の介護施

設と同じような 貨料を半額だと、減額貸し付

け制度ができた場合 利用したい自治体があるの

かどうかを、改めて待機児童を抱えている自治体

に意向調査、二、三調査をやられてはどうかと思

います。

いかがでしょうか。

そこで、どう研究するのかと云ふことですけれ

ども、きょうは厚労省の副大臣にも来ていただき

ましたが、仮に保育園に対しても、今回の介護施

設と同じような 貨料を半額だと、減額貸し付

け制度ができた場合 利用したい自治体があるの

かどうかを、改めて待機児童を抱えている自治体

に意向調査、二、三調査をやられてはどうかと思

います。

いかがでしょうか。

そこで、どう研究するのかと云ふことですけれ

ども、きょうは厚労省の副大臣にも来ていただき

ましたが、仮に保育園に対しても、今回の介護施

設と同じような 貨料を半額だと、減額貸し付

け制度ができた場合 利用したい自治体があるの

かどうかを、改めて待機児童を抱えている自治体

に意向調査、二、三調査をやられてはどうかと思

います。

いかがでしょうか。

そこで、どう研究するのかと云ふことですけれ

ども、きょうは厚労省の副大臣にも来ていただき

ましたが、仮に保育園に対しても、今回の介護施

設と同じような 貨料を半額だと、減額貸し付

け制度ができた場合 利用したい自治体があるの

かどうかを、改めて待機児童を抱えている自治体

に意向調査、二、三調査をやられてはどうかと思

います。

いかがでしょうか。

そこで、どう研究するのかと云ふことですけれ

ども、きょうは厚労省の副大臣にも来ていただき

ましたが、仮に保育園に対しても、今回の介護施

設と同じような 貨料を半額だと、減額貸し付

け制度ができた場合 利用したい自治体があるの

かどうかを、改めて待機児童を抱えている自治体

に意向調査、二、三調査をやられてはどうかと思

います。

いかがでしょうか。

そこで、どう研究するのかと云ふことですけれ

ども、きょうは厚労省の副大臣にも来ていただき

ましたが、仮に保育園に対しても、今回の介護施

設と同じような 貨料を半額だと、減額貸し付

け制度ができた場合 利用したい自治体があるの

かどうかを、改めて待機児童を抱えている自治体

に意向調査、二、三調査をやられてはどうかと思

います。

いかがでしょうか。

新年度予算に向けての東京都の提案要求の最重要事項というのを私も見ましたが、やはり保育園についても貸し付け条件を見直してほしいということが出でています。国有地を社会福祉施設の整備目的に貸し付ける制度があるが、貸付料の減額を行わないこととしており、地価の高い都市においては活用が図りにくい、国有地の貸し付けに当たっては、低廉な価格で児童福祉施設を整備するが来て、今協議中の件数は何件あるでしょうか。

昨年十二月に、この減額貸し付けの相談ですか、自治体への告知を始めたと思いますが、これ以降、自治体や社会福祉法人から幾つ問い合わせ、相談しないように親身に援助もしていただきたいといいます。

○宮本(徹)委員 丁寧に説明して、相談して、も

し仕事が減るようなどころがあつたら、そうならないよう親身に援助もしていただきたいといいます。

そういう対策をしっかりとすることを前提に、私たちもこの法案については賛成をさせていただきます。

その上で、残った時間で、この間起きていた幾つかの問題について取り上げさせていただきたい

と思います。

○竹内副大臣 お答え申し上げます。

保育園における国有地の活用につきましては、待機児童解消加速化プランに基づきまして、まず財務省におかれまして、自治体に対しまして、廃止宿舎跡地などの国有地情報を提供され、優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸し付けを行つてあるところでございます。

保育園設置に当たりまして、その負担を軽減し、保育園整備を促進するため、現在、厚生労働省では、まず整備費補助の補助率のかさ上げを大幅に行っておりますとともに、本年四月からは、賃貸物件を活用した保育園の賃借料加算を実勢に見合つよう、これも大幅に上積みをしております。このように、保育園の設置促進を図つてあるところでございます。

委員から今御指摘のありました点につきましては、今後も、自治体のさまざまな御意見も伺いつつ、財務省など関係省庁ともよく相談をしながら、保育の受け皿確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○宮本(徹)委員 実際の意見を伺つて、財務省と相談していただきたいということですから、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが、麻生大臣も相談があつた場合は積極的に応じていただければということをお願いしておきたいと思います。

それから、あともう一つきょう取り上げたいのが、所得税法五十六条の問題です。

先週、国連女性差別撤廃委員会が出した最終見解で、所得税法の見直しが提起されました。最終見解では次のように言つています。英語なので、私の不十分な訳なんですが、委員会は、所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する。委員会は、締約国に対し、女性の経済的エンパワーメント、自立ですかね、を促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しを検討するよう求めているものが出来ました。

内閣府にお伺いしますけれども、この女性差別撤廃委員会の最終見解というものについては、内閣府というのはどういうふうに対応すべきとお考えなんでしょう。

○高木大臣政務官 宮本委員にお答えをいたしました。女子差別撤廃委員会の最終見解に対する対応についてであります。昨年十一月に閣議決定いたしました第四次男女共同参画基本計画において、女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解については、内閣府に設置された男女共同参画会議が、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取り組み等を政府に対して要請することとされております。

したがいまして、まずは男女共同参画会議において必要な調査審議を行つていただきたいと考えております。

○宮本(徹)委員 同じ計画の中で「積極的遵守の観点から」というふうに書かれております。実は、国連女性差別撤廃委員会の今回の最終見解と同じ問題意識で、先ほど紹介された第四次男女共同参画基本計画でも盛り込まれております。

自営業者の項目でこういう文言があります。「商業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」という文言が、これは麻生大臣も署名された閣議決定ですので、男女共同参画基本計画の中にも書いております。

これは内閣府に確認しますけれども、ここで言っているというのは、これは公表の直前に把握をさせていただいたところであります。

この問題については、ことしの二月に行われた委員会の口頭審査を含めて、それまで日本政府と委員会との間で全く議論されてはおりません。そもそも所得税法第五十六条というの、性別を問わず適用されておりますのは御存じのとおりですから、そういう意味で、女性の経済的な自立を損なうものでないことははつきりしておりますので、したがいまして、日本政府より修正の申

今回御指摘の中には、所得税法第五十六条、含まれるというふうに考えております。

○宮本(徹)委員 ありがとうございます。

含まれるということですので、閣議決定としても、所得税法五十六条は、これはもういよいよ検討の課題ということになつてきたということだと思います。

この間、経過、私も改めて国会の議事録を見ましたけれども、麻生内閣のときに与謝野金融担当大臣がこの所得税法五十六条については研究しないやいけないというふうに言われたのが出発点で、その後、民主党政権の中で見直しは検討課題だということで、研究課題から検討課題になつて、さらに今回は、年末の閣議決定で、検討するといふことが閣議決定にまで格上げになつて、検討の方向まで書き込まれた。一步踏み込むところまで来たということだと思います。

そういう中で、今回、女性差別撤廃委員会から見直しを求める最終見解が出るということになりました。そういう点では、政府が検討しようと言つてはいるのを国際社会からも背中をぐつと押す、そういう最終見解が出たんだと思います。

麻生大臣にお伺いしますけれども、この国連女性差別撤廃委員会からの見直しを求める最終見解が出たことについて、どう受けとめられているでしょうか。

○麻生国務大臣 三月に公表されております国連の女子差別撤廃委員会の最終見解におきまして、所得税法の第五十六条についての記述がなされていっているのは、これは公表の直前に把握をさせていただきましたところであります。

この問題については、ことしの二月に行われた委員会の口頭審査を含めて、それまで日本政府と委員会との間で全く議論されてはおりません。そもそも所得税法第五十六条というの、性別を問わず適用されておりますのは御存じのとおりのところに確認させていただきましたところ、今回

し入れを行つたところであります。反映をされなかつたものと承知をいたしております。

いずれにいたしましても、今後、機会を捉えて委員会に対して指摘を行つていくことになるうかと、これは対国連上そういうことにならうかとは思いますが、国内におきましては、今御指摘のありましたとおり、今後この問題についていろいろ

あります。

○宮本(徹)委員 日本国政府に相談がなかつたからといって、余り国連に目くじら立てなくとも、確かに、法律の文言には男性とか女性とは書いてないですけれども、日本社会の実態としては、父ちゃんが世帯主で母ちゃんが家族従事者というのが多いわけですね。だから第四次男女共同参画基本計画の文言にもなつたんだというふうに思いました。

所得税法五十六条は、白色の申告者の場合、税金の面でも大変不利益があるわけですが、社会生活の面でもさまざまな不利益があります。交通事故に遭つて入院した方に聞きましたら、保険会社から一日二千三百円しか休業補償が出ない、なぜかというと、これは控除の八十六万円しか認められていないからだ、それが基準とされて二千三百円なんだという話でありました。一方で、主婦だと五千七百円出るのに何なんだというお話を伺いました。

そういう話も、先日、大岡政務官のところに一緒に行つて聞いていただきましたけれども、大岡政務官自身、白色申告の自営業者の御婦人の皆さんが不利益をこうむつてはいるというお話を聞いて、どういう御感想をお持ちでしようか。

○大岡大臣政務官 先日も、先生とともに多くの皆様が財務省にお運びをくださいまして、お話を聞かせていただきました。

そのときの御指摘を受けまして、私も損保協会の方に確認させていただきましたところ、今回の方の所得税法五十六条の控除を根拠にしての支払いというのを行つてない旨の回答を得てあるところ

るでございます。

今回、その折に御指摘いただきました所得補償

保険につきましては、これは損害保険でございまして、その損害保険に入ろうとする方と損保会社

と丁寧なお話し合いをして、上限を二百万円とし

て、そのうち二百万に入るか百万に入るか、それ

ぞれ保険料にもかかわってきますので、話話し合

をして対応した上で、所得補償保険につきまして

は対応しているというふうに確認をさせていただ

いたところでございます。

○宮本(徹)委員 私の聞いている話では、保険会

社はいろいろあるわけですよ、確かに主婦と同じ

扱いで入れてくれるところもある、損保協会とし

てはもしかしたらそういうガイドラインも一方で

あるのかどうかわからぬですけれども、そう

じやない、あなたは家族従業者だから八十六万円

の控除が基本なんだ、こう説明されて二千数百円

という、こうなっているという話は実際の話として

私たちは何ているわけですから、そこは本当に現実をしつかり何が起きているのかというのを見

て対応していただければというふうに思いました。

社会的にもいろいろな問題が起きていますし、

そもそも白にも記帳が今義務つけられているもと

で、青と白を差別して、青色申告だったら家族従

業者の給料を認める、白色申告の場合は給料を認め

めない。おかしい話だと思うんですね。

大体、実際は働いているわけでしょう。私の両

親も自営業でしたよ。税務署とけんかしていましたよ。母ちゃんの取り分を何で認めないんだとい

うことでさんざんけんかしておりました。実際に働いている実態があるにもかかわらず、白色申告

に限つては家族従業者の給料を必要経費と認めな

い、八十六万円の控除しか認めないというのはやはりおかしい。

先ほど麻生大臣からも検討していくんだということはお話しありましたけれども、閣議決定今までなっておりませんので、早急に、この検討を進めて、所得税法五十六条については廃止、見直しが

必要ななんじやないかと思いますが、いかがでしょ

うか。

○麻生国務大臣 白と青の違いについてはよく御存じなんだと思いますが、これはおどとしですか、

平成二十六年の一月から白色申告に関しまして

も、いわゆる個人事業主ということで、青色申告

をしていなくとも記帳義務ということは課されて

おりますが、その内容につきましては資産の状況

までは記さなくていいということになつております

ので、もう御存じのとおりなので、記帳のレベ

ルの間に明らかに差がありますという事はもう間違いないところだと思います。

したがいまして、私どもとしては、差があると

いうのを前提にした上で、この第五十六条に関する国連の女子差別撤廃委員会の最終見解につきま

しては、先ほど私の方から申し上げましたように、女性の経済的自立を損なうという指摘は当たらな

いと考えておりますが、いずれにいたしましても、

以前から所得税法第五十六条を見直すべきとの御

指摘を受けているところでもありますので、引き

続々財務省において丁寧に検討していくたいと考

えております。

○宮本(徹)委員 引き続き丁寧に検討なんですが

先ほど言いましたが、閣議決定でもここまで書

き込んだわけですから、ここはもう次年度の税制

改正ではやるという構えで早急に検討を進めて

いっていただきたいということを申し上げまし

て、時間になりましたので質問を終わります。

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。

私がからも、関税率法の一部改正法案、審議さ

せていたときだと思います。

これは例年審議している案件ですけれども、去

輸入してはいけない貨物への指定の話を議論いたしました。その改正の話、先ほども少しお話をあ

りましたので重複する部分はありますですが、事前に改

正されているものですので、きちんとお聞きし

ていただきたいと思います。

その危険ドラッグの輸入に重い処罰の対象と改

正されて先ほど少し数字もありましたけれども、

この改正によって効果があつたというふうに私も聞いているんですが、いま一度財務省として、こ

の改正の効果についてお伺いしたいのと、済みま

せん、手を挙げいらっしゃるところ恐縮なんですが、当時の議論で広報をきちんとしていただか

ない意味がないですよという話をさせていた

だいたときには、すぐやりますという話で、ポスター

をつくつていただいて、そして、私のところにも持つてきていただき、私の部屋にも張つてある

んですけども、このポスターも効果があつたか

どうかも含めて、財務省としての成果についてど

うにお考えか、お答えいただけますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

まず一点目の、指定薬物を対象とした昨年度閏

税改正の効果の話でございますが、二十七年度

昨年度の閏税改正によりまして、指定薬物、危険

ドラッグを関税法上の輸入してはならない貨物に追加しまして、指定薬物の密輸入に關稅法上重い

罰則を適用することが可能になりました。

それで、関稅法の改正以前では、税關で指定薬

物を発見した場合、警察など関係機関に通報する

のとどまつておりますが、その発見件数、二十

五年度、二十六年度とともに七百件でございました。

ところが、昨年、関稅法改正後の二十七年四月か

ら年末十一月までの摘発件数が千五百件と、実は

増加をしているところでございます。

この背景でございますが、実は、警察等による

取り締まりの強化がございまして、平成二十六年

の三月時点を見ますと、全国に危険ドラッグの販

売店というのが二百十五店舗存在しております。

ところが、一年後の平成二十七年三月には、

年にこれが三店舗に減少しているということがございました。

ざいまして、そういう意味で、国内でこの指定薬物を入手することが大変困難な状況となりました。したがいまして、背景として、これは国際郵便等による密輸が増加したのではないかとうふに考えているところでございます。

ただし、関稅法改正後の摘発件数、四半期ごと

に見させていただきますと、四月から六月まで六百二十七件、七月から九月まで五百五十件、十月から十二月になりますと二百八十五件というふ

うに減少をしております。したがいまして、関稅法改正による罰則の強化による抑止効果もあらわれているのではないかというふうに考えていて

ころでございます。

もう一点、ポスターのお話でございますが、昨

年先生の御指摘によりまして、ポスター、リーフレット等、広報活動を一生懸命やらせていただき

ております。

税關における入国及び出

国検査場、その他国民の目に触れる機会の多い

場所を中心に、指定薬物の国内への持ち込みは犯罪であるという旨周知するポスターを掲示してい

るところでございます。

また、各種駅前で実施する密輸撲滅キャンペー

ンなどにおきましては、同じようなリーフレット

も配布しているところをごぞいまして、こうした

目に見える形での広報活動は、国民意識の向上と

いうものを通じまして指定薬物の密輸入の抑止につながっているというふうに考えております。

ただ、いずれにしましても、依然として指定薬

物の摘発は続いておりますので、今後とも厳正に

対応してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員 しっかりとやっていただきたいと思

いますし、どうしてもこういったものは、指定した

別のものが指定しなければいけないのに網の目

をくぐってしまうとか、また、運び方にしても、

いろいろな運び方、イタチごっこになるところも

あると思いますので、もうしつかりやつていただ

きたいというふうに言うしかありませんけれど

も、成果が出ているというふうに私も思いますので、よろしくお願ひをします。

そういう意味で、この指定薬物、危険ドラッグは、法改正で、効果がわかりやすい、もしくは、しっかりと水際でとめやすい方だと私は逆に思つ

ていて、今般入りました営業秘密侵害罪というのは、先ほどの審議でもありましたけれども、その構成要件の中に取り締まり対象が知っていることが入っているがゆえに、逆にこの証明というのが非常に難しいんじやないかというのが考えられるんです。

この説明にコストがかかること、しかも時間もかかると思ふんですけれども、この負担の緩和や、もしくは適時性、この取り締まりをどうやってなるべく早目にきちんと時間をかけていくかということは非常に大事なところですけれども、これについてどのように対策されようとしていますか。

からないように迅速にというお話をございまして、営業秘密侵害品に関しましては、不正競争防止法におきまして税関の水際取り締まりの対象となる営業秘密不正使用物品であること及び営業秘密不正使用物品であることを知っているということが構成要件というのと、先生がおっしゃるところがございます。

したがいまして、今回のこの関税法の改正において、きまして、経済産業大臣が営業秘密を侵害された者の申請に基づいてこれを認定する制度を導入しまして、この秘密を侵害された人は、税関への差し止め申立てに際しまして、経産大臣による当該認定内容が記載された書面の提出というものを義務づけております。

したがいまして、この仕組みによりまして水際取り締まりの対象である営業秘密侵害品が明らかになりますので、税関が迅速、適正に判断、確認することが可能になるというふうに考えておるところです。

いずれにしましても、一生懸命水際取り締まりをするたゞこも、経済産業省とよく連携して、説

○丸山委員 よく連携してというお言葉、信じて
関で時間がかかるないように迅速、適正な対応を
進めてまいりたいというふうに考えております。

おりますので、しづかり連携いただいて、水際で
とめていただくようお願い申し上げます。

今回、改止で一番気になるところがありまして、
幾つか自由化されたり、また、金額の最高額、通
関業務料金の最高額を廃止しているとか、かなり
大きな変化をされているところがあるんですけれ
ど、

とも一方で、その影響で中小の、特に小さな業務をされている通関業者の方々に対する負担は大丈夫かというお声が出てきております。

でございます。そのあたり一定の配慮が私は必要だというふうに考えます。

そうした中で、まず一つお伺いしたいのは、今回、申告でくる官署を自由化されている部分があると思います。これによつて、恐らく、特に大きな荷主の部分とかは大都市に集中するので、そういった意味で、大都市の官署の方に申告が集中す

るんぢやないかといふ懸念の声が上がつております
すけれども、これについてどのようにお考えをお聞
なつて、そして、特に地方の通関業者の業績が悪化
化すると思いますけれども、そういつた部分の対
策とか何かお考えですか。

○佐川政府参考人　お答えいたします。

まず最初の、申告官署の自由化に伴いまして申
告の偏りが税闇ことに起きるのではないかといふ
お話をござります。

申告官署の自由化の実施に当たりましては、一
生懸命全ての通関事業者からヒアリングをして御
意見を賜つたりしているところでございますけれども、

ども、そういうヒアリングを十分に行って意思疎通を行うことによつて、今後さういふ関業者がかつて、

どういうような通閑をしていくのかと、どうような見込みも聞いてみたいと思っておりますので、そういうものを踏まえて、官署ごとの業務量を適切

に把握してまいりたいというふうに考えておりま
す。その上で、適切な人員配置を行いまして、許
可の遅延とか税関業務の処理に支障を来すことの
ないように努めてまいりたいというふうに考えて
おります。

それから、地方の通関業者への影響というお話

でございますか。現在、都市部の大手の通関業者が、全國に営業所を持つてゐる業者もござりますが、都市部にありますのが地方には営業所を持たないというケースもござります。そういうケースで、地方の通関業者に業務を再委託している場合がござりますが、今回の申告官署の自由化によりまして、一部の通関業者からは、こうした地方への再委託業務が減少するのではないかという意見もござります。

一方で、申告先は変わんですけれども、貨物が置かれる場所あるいは貨物の流れというものは変わらない、また、通関業務というものは、貨物の保管とか輸送とかと一体として委託されることが一般的でありまして、通関業務のみを切り離して委託されるケースはまれであるという話、さらに、保管、通関、運送といったそなうした一連の手続を

委託する側の都市部の通関業者がみずから地方に出ていってやるといふようなことをした場合には、まさに保管、運送などの業務に係る事務処理のコストがかえつて増大するのではないかといったような理由から、必ずしも地方の通関業者への委託が直ちに減少することにはならないのではないかという意見もござります。

これまでも、通関業者に対して、制度改正の内容の説明、周知に一生懸命努めてきたところでございますが、引き続き、丁寧な説明、相談を行つて、通関業者の不安があるとすれば、その不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えており

ます。

業務がふえそうかみたいな、予測や見積もりがある程度私は必要だというふうに思っています。先ほど、ヒアリングをされて今後把握されてい

くという話をされたんですけれども、前回の所得税法の改正のときも、関税の担当者とはちょっと違うんですけども、インボイスの導入でBツイBの免税事業者さんが事業者間の取引から外されてしまうんじゃないかなみたいな話をしたときに、主税局が、その可能性は大いにあるけれども、こ

題が生じたら対応をしますみたいな対応だったんですね。
私は、これは関税局さんも対応が似ているんじゃないかなと思っていて、今もう制度を変える
わけですから、まず変える前にある程度見積もり、
どれくらい変わりそうかみたいのがあってしが
るべきだというふうに思うんですけど、そろ
いつたものは立てられていないんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
ちょっとと国税のことは承知しておりませんが、
通関業に際して申し上げれば、全国で通関業者は
約九百二十でございます。それで、全国で九税関
ございまして、業務で常日ごろおつき合いをして
おりますし、いつも業務上のおつき合いがござい
ますので、そういう意味では、日ごろから会話を

成り立つておりますし、意思の疎通も十分にできておりますので、現実に、業務量を把握するためのヒアリングも現在実施途中でございます。できる限り早急にそういう結果をまとめて、もつとも、改正の施行そのものは二年以内ということになりますので、そこまでの状況も見ながら、きちんと事務量を把握して、きちんとした人員配置をしていきたいというふうに考えております。

えられるところですので、起きた場合にも的確に
対応していただくことはもちろん、起きる前から
綿密に関係をとつていただいているという今お話を
だつたので、起きる前からしっかりと、混んだりし
ないよう、また万駄が生じないようにやつてい
ただくようにお願い申し上げます。

最後、もう一つ、中小の通関業務をされている業者さんへの影響についてお伺いしたいんですねけれども、少し触れましたけれども、今回、通関業務料金の最高額を廃止されていると思います。この件で、急にいきなり廃止の方向になるわけで、中小の小さな業者さんにとってみれば、急激に減収につながっていく、そしてそれが死活問題だという声もあるんじやないかと思うんですけど、どう考えていて対策をとられるおつもりなのか、お答えいただけますか。

通関業務料金の最高額の廃止でござりますが、まさに最高額の廃止ということでございまして、今でも既定の料金があるわけではございませんで、最高額以下のところでは自由に競争が行われてゐるわけではござります。

ただ、いずれにしましても、今回、そういうものも、最高額も廃止して自由な料金の設定を行つて、ということと、個々の業者の創意工夫を生かして、サービスを高めて、業界全体あるいは利用者の利便に資するということを考えているところでござ

実は、先ほど申しましたように、貨物の保管とか運送とか、兼業している業者が大変多くございまして、通関業を專業でやっている業者はほとんどございません。そういう意味では、このところを最高料金を外したからといって、通関業務料金の価格競争のみによって事業者の経営が立ち行かなくなる可能性というのは低いのではないかとうふうに考へてあるところでございます。

要ないというお考えなのか、何か起こつたらきちんと対策いただけるという理解でよろしいんで

○佐川政府参考人 例えればございますが、全体で九百ちょっとの通関業者がおりますけれども、

との動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。古川元久君。
○古川(元)委員 ただいま議題となりました附帯
決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、
案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

○宮下委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一
二頃から、二三回ござつたが、即ち議事録の

任願いたいと存じますか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
御異議ありませんか

「報告書は附録ご覧ください。」

（アーティストの名前） 次に、金融に関する牛について周

この際、お詰りいたします。
査を進めます。

本件調査のため、本日、参考人として日本銀行
総裁黒田東彦君、副総裁岩田規久男君、理事雨宮
正佳君、理事鷲田誠希君、理事武田知久君の出席

を求める、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府政策統括官田和宏君、厚生労働

省大臣官房審議官伊原和人君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませ
し。

○[宮]ト委員長 御異議なしと認めます。よつて、
「異議なし」と呼ぶ者あり】

そのように決しました。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づき、国

報告書につきまして、概要の説明を求めます。日本銀行総裁黒田東彦君。

○黒田参考人 日本銀行は毎年六月と十二月に通貨及び金融の調節に関する報告書を国会に提出

しておられます。本日、我が国経済の動向と日本銀
行の金融政策運営について詳しく述べて御説明申し上げ
る機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

最初に、我が国の経済金融情勢について御説明
申し上げます。

換が遅延し、物価の基調に悪影響が及ぶリスクが
増大してきます。

ます。また、初めて質問の機会をいただけます」と、心より御礼申し上げます。

マイナス金利政策、前々からこうこうこうことがで

してあります。本日、我が国経済の動向と日本銀行の金融政策運営について詳しく御説明申し上げる機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

防ぎ、二%の物価安定の目標に向けたモメンタムを維持するため、一月の金融政策決定会合において

リフレ派でござります。一〇〇九年に初当選させていただきで、一〇一〇年の春には、まさに私が

我が国の景気は、新興国経済の減速の影響などから輸出、生産面に鈍さが見られるものの、企業部門、家計部門ともに所得から支出への前向きの

イールドカリブの起点を引き下げる大規模な長期

却をしようといふことを呼びかけたわけでありま
す。二つ目は、吉田剛慈がこの当時講師でら

緩やかな回復を続けています。先行きについては、当面、輸出、生産面に鈍さが残ると見られますが、国内需要が増加基調をたどるとともに、輸出も、新興国経済が減速した状態から脱していくことなどが背景に、緩やかに増加すると見られます。このため、我が国経済は、基調として緩やかに拡大していくと考えられます。

す。今後、その効果は、実体経済や物価面にも着実に波及していくものと考えておきます。

なことがありますから同じではないとしても当然であります、そういう二元を入れようという二元で、

前年比は二〇・九%程度となくして、生鮮食品エネルギーを除く消費者物価の前年比は、二十八ヵ月連続でプラスを続け、最近では一%を上回る水準で推移するなど、物価の基調は着実に改善しています。先行き、生鮮食品を除く消費者物価の前年比は、エネルギー価格下落の影響から、当面ゼロ%程度で推移すると見られます。が、需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率の上昇を背景に物価の基調は着実に高まり、物価上昇率が安定の目標である二%に向けて上昇率を高めていくと考えていました。原油価格が現状程度の水準から緩やかに上昇していくとの前提に立てば、二%程度に達する時期は、二〇一七年度前半ころになら

○宮下委員長 これにて概要の説明は終わりました。

経済は基調として緩やかに拡大し、消費者物価の前年比は二%に向けて上昇率を高めていくと考へていますが、年初来、原油価格の一段の下落に加え、中国を中心とする新興国、資源国経済に対する先行き不透明感などから、金融市場は世界的な不安定な動きとなっています。このため、企業・家庭のソーシャル・フィナンスの改善や人々のデフレマインドの転

本日は、黒田総裁、また岩田副総裁、お忙しい中をおいでをいただきまして、ありがとうございます

利についてちょっと確認をさせていただきたいんです。

○宮下委員長 質疑の申し出がありますので順次これを許します。宮崎岳志君。

質問をさせていただきたいというふうに思います

なことがありますから同じになつて当然であります。ですが、そついたことを入れようということです。実際、大畠章宏さんが会長をやつてしまつた成長戦略研究会という、マニフェストの原案をつくる経済関係の部局では原案に盛り込まれた。

しかし、盛り込まれた瞬間に当時の鳩山内閣が崩壊をいたしまして、そして菅内閣にかわつたとくいうタイミングになりまして、全てが白紙に戻され、なかなかそういう政策が採用されることとなかつた、こういう歴史がございます。

そういうことも踏まえて、私も黒田総裁や岩田副総裁とはかなり立場が似ているのかな、考え方などが似ているのかなというふうに思いはするんですけど、さはざりながら、現在の経済の状況を見てみ

その際には、若田昌経翁にも当用詔題でおしゃべりをいただいたいこともあるんじゃないかななどいうふうに記憶をしております。

マイナス金利政策 前々からこういうことがで
きるんじやないかと言われていて、しかし日本で
は導入はされませんでしたけれども、ヨーロッパ
が導入をしたということから、いろいろな環境が
整つて、今回導入とすることだと思います。歐州
での前例はありますけれども、歴史が深いわけ
じゃありませんから、どういった効果があるのか、
副作用があるのか、十分に判然としない部分もあ
ると思います。

平成二十八年三月十六日

くということでありまして、先ほど冒頭申し上げましたとおり、貸し出しの基準となる金利あるいは住宅ローンの金利ははつきりと低下をいたしております。

そういう意味でこの政策は効果を持つていると思いますが、実体経済への波及にはそれなりの時間もかかると思いますので、この波及の状況を十分注視してまいりたいと思っております。

その上で、委員の御指摘の点につきましては、理論的には、マイナス金利の幅を大きくしていくますと、どうしても、ゼロ金利である銀行券の方にシフトしていく傾向が出てまいります。

したがいまして、ヨーロッパの国も、今御指摘になつたような、一%を大きく超えるような大幅なマイナス金利にしている国はないわけでござります。

E C B も、最近マイナス金利をさらに引き下げましたけれども、マイナス〇・四%というところでございます。

我が国につきましては、もちろん、理論的な余地といふのは相當あると思っておりますけれども、具体的に経済の動向を見て金融緩和をする、追加的な緩和をするというときには、先ほども申し上げたように、量、質、金利という三次元で緩和が可能になつておりますので、そのときの経済金融情勢に応じて追加緩和をする。

その際には、当然、金利の引き下げという可能性もあると思いますけれども、現時点では、どこまで引き下げられるかとか、あるいは、量、質と金利どちらを選考するかということは具体的には申し上げられないわけであります。あくまでも、量、質、金利、三次元で、必要に応じて、ちゅうちょなく追加緩和を行う用意があるということがあります。

○宮崎(岳)委員 そうしますと、実際のところ、現実的な数字といえば、今、欧州、E C B 、O . 4といふことでございます。多少いろいろでこぼこはありますても〇・五%内外ということは、例えばマイナス〇・五%前後とか、そういうたどころのことは、実際にやる、やらないとか、いつや

るかとか、そういうことは別として、可能性としては、例えば〇・五%近傍ぐらいまで行くといふことも、これは否定はされないということです。

○黒田参考人 理論的な可能性としてそういうことをいふことは、そのとおりだと思います。

○宮崎(岳)委員 理論的な可能性といふことじゃなくて、実際に欧州でそういうことがあるので、ということは、もちろん限界点はあると思います。

けれども、それも日本経済の動向によつては、今後、例えばさらに中国経済が悪化して、それこそリーマン・ショッククラスみたいな影響があつた場合にはそういうことだつてあり得るというふうに思つた方がよろしいんですか。どうですか。

○黒田参考人 そのとおりでございます。

○宮崎(岳)委員 そのとおりということだと思います。〇・五%前後、今はヨーロッパが〇・四であります。〇・四とか〇・五ということはあり得るといふお答えだったと思います。

その場合に、例えば個人の銀行預金への影響、こういったものはどうなるか。過去いろいろな質問もお答えになつていらっしゃる、そういうこと

も踏まえた上での質問なんですねけれども、例えば、うちの銀行に預けると金利マイナス一%ですなんということは私もないと思うんです。しかし、別の形で、口座維持手数料を取るとか、日本国内の銀行でも実際に過去に個人口座から口座管理手数料というのを取つたところももちろんござります。あるいは、A T M や振り込み等の関連の手数料を上げるという形でマイナス金利の影響が個人の預金者に及ぶということは、これは想定されるということがよろしいでしょうか。

○黒田参考人 中央銀行が既にマイナス金利を探用して一定の期間がたつております欧州諸国の例を見ましても、金融機関の個人向け預金の金利がマイナスになるとは考えておりません。

その背景としては、各金融機関が顧客との長期的な取引関係を考え、さらには、仮にマイナス

金利を適用した場合、顧客が現金を引き出して保有する可能性があるということでありまして、個人向け預金の金利がマイナスになると見ておられません。

金融サービスの手数料云々の話はまた別の話でございますが、現時点で、何か個人預金について余地があるということは、そのとおりだと思いま

す。○宮崎(岳)委員 マイナス金利との関係でということをおっしゃいましたが、しかし、マイナス金利になれば、銀行の収益といふのは一定程度悪化するであろうことは容易に想定されるし、実際にヨーロッパでも日本でもそういう影響は恐らく出ているだろう。市中銀行の収益が悪化する。そういうふうに思いますが、いかがですか。

○宮崎(岳)委員 実際に、マイナス金利が始まつて以降、あるメガバンクについて内部で、いわゆる口座維持手数料、口座管理手数料、そういうものを設けるということを具体的に検討しているという報道がなされました。銀行の方はそれは事実ではありませんといふうに否定コメントを出しましたが、しかし、別にマイナス金利になつたわけですが、しかし、別にマイナス金利にないとしても口座維持管理手数料というのを取りたところはあるわけです。ネットバンクなんかでそういうところを取つたところもある。

こういったことを踏まえれば、マイナス金利がある程度拡大すれば、当然、そういう少くとも手数料のことについて、つまり、預金額が少ないような人にに対してとか、ある程度の条件は求められるんですが、銀行の収益が悪化すればそういう影響が及んでくるんだろう。全く影響がないといふことですと、それもおかしな話かなといふうに思いますし、理論的なことになつてしましますけれども。

実際ありませんか、そういう例えば手数料を広げるとかという動きは。というか、逆に言うと、全く想定はされていないということでおろしいんですか、そういうことはないだろうと。

○黒田参考人 現時点では特に想定しておりませんが、もとより、金融サービスの提供に関する手数料を下げるというコストがかかるという場合に、そのコストについて手数料を取ることも十分あり得ると思いますけれども、現時点で、先ほども申し上げましたように、マイナス金利との関係で手数料を引き上げようという動きは全く生じていないと

に考えております。

他方で、これも金融緩和であり、先ほど申し上げたように、イールドカーブ全体を下げますので、貸出金利は当然下がつていく。あるいは、利ざやも下がるところがあるかもしれません。

ただ、これは実は、三年前に導入いたしました量的・質的金融緩和も全く同じでございまして、イールドカーブを下げる貸出金利を下げてきたわけでございます。そのもとで金融機関は非常に高い収益を上げておりまして、二〇一四年度と二〇一五年度の前半しかまだデータはありませんけれども、ほぼ史上最高レベルに近いような収益を上

この理由としては、景気回復のもとで貸し倒れが非常に減つておりますので信用コストが大幅に下がつたこともありますし、従来減つておらず貸し出し自体も、二%台でこのところ伸びております。そういったこともあって、現時点では、実は、低金利環境にもかかわらず高い収益を上げております。

そうしたこと踏まえまして、もちろん、先ほど申し上げたように、貸出金利は下がり、利ざやが縮小する可能性があるわけですので、金融機関に対する収益の影響が全然ないとは申しませんが、そうしたものでやはりフレからできるだけ早く脱却する、そうしたもとで低金利環境からノーマルな金利の状況になつていくもとでこそ金融機関の持続的な高い収益が実現できるだろうというふうに思つておりますので、今一足元での何か収益での影響から金融機関の行動が大きく変わること、先ほど申し上げたような状況から見て、考えにくいのではないかというふうに思つております。

○宮崎(岳)委員 難しい言い方をおつしやつてい

ます。

○宮崎(岳)委員 難しい言い方をおつしやつてい

ますが、将来金利が上がればもうかるんだから、

低いときはちょっと我慢してくれるんじゃないかな

みたいな説明だったような気がして、ちょっと十

分納得できるところではありませんが、時間もあ

りますので次に参りたいと思います。

今、一%を目指す物価安定目標を掲げていらっしゃる。それはCPIの消費者物価指数の総合指

数で見ていらっしゃいますが、途中から、除く生

鮮食品、エネルギーという、通常日銀版コアと言

われている指標が導入をされました。

例えば実際の国内の需給の環境とか景気の状況

を見るのに、CPI総合じゃなくて、あるいは、

いわゆるコアCPIと言われる、除く生鮮食品

じやなくて、ほかの指標を入れるというのは意味

があると思います。

ただ、例えばアメリカ等では、除く食料、エネ

ルギーという指標、コアコアCPIというふうに

これまで日本でも呼んでいたかというふうに思う

んですが、除く食料、エネルギーという指標でやつ

ていた。

除く生鮮食品、エネルギーという新たなカテゴ

ライズだと思うんですが、これをつくられた理由

は何でしょうか。総合じゃない理由とか、あるいは

何でしようか。なぜこの指標に使つたのか、なぜこの指標に使つたのかがいいんじゃないかというふうに思つんです。

○黒田参考人 御指摘のとおり、日本銀行の物価

安定の目標といふものは、主要国と同様に、消費

者物価指数の総合で前年比2%というふうになつ

ております。これは、総合で見ると、これは、欧

米主要先進国の中央銀行全て同じでござります。

その上で、物価の基調を見るためには、そ

れぞれの国のそれぞれの経済動向に合わせて、一

時的な要因の影響を除いたさまざまな指標を活用

するということをやつております。

我が国の場合、御指摘のように、従来から、

生鮮食品の値動きが非常に激しいものですから、

これを除いた生鮮食品を除く指数というものを

物価の基調を見る一つの有力な指標として使つて

まいりました。現在もそれを使っておりますし、

政策委員会の物価の見通しというときには、生鮮

食品を除く消費者物価の指數を出しております。

ただ、その一方で、一昨年の夏までの一バレル

百十ドル程度の水準から、直近では三十ドル台半

ばというが、最近三十ドル台後半でちょっと回

復していますけれども、そこまで大幅に低下して

おりますので、それに伴つてエネルギー価格も大

幅に下落しております。

こうしたもので物価の基調を判断するために

は、エネルギーを除いた指標を見ることが必要で

あります。

ただ、例えアメリカ等では、除く食料、エネ

ルギーという指標、コアコアCPIというふうに

これまで日本でも呼んでいたかというふうに思つ

るんですが、除く生鮮食品じやない理由はわかります。

しかし、いわゆるコアコアCPIではなくて、

除く生鮮食品じやない理由はわかります。こ

れはこれまでもる御説明いただいています。

は、除く生鮮食品じやない理由はわかります。こ

れはこれまでもる御説明いただいています。

平成二十八年三月十六日

年半で原油価格が七〇%以上も下落するということで、それが、いわゆるヘッドラインインフレーションというか、総合指数で見たところのインフレーションの率をほとんどゼロに、これは全世界そうなつてはいるわけですが、日米欧ともですね、それだけ見ていると物価の基調がわかりづらいということで、各国ともそれぞれの工夫をして見ているわけでございます。

〔委員長退席、松本(洋)委員長代理着席〕
○宮崎(岳)委員 岩田副総裁にも質問をさせていただきたいというふうに思います。消費税の影響であります。

二%の物価安定目標をなかなか達成できておりません。先ほど、原油価格の下落が原因だという話もありましたが、それを除いても達成できていないということだと思います。

そういう中で、外部的な要因はいろいろあれ、国内的には、消費税の引き上げによる消費等の圧迫等が大きな影響があつたんじゃないかというふうに思っています。

これを達成できなかつた理由の中で、消費税の引き上げに伴うマイナスの割合、大体どれくらい主要な要因なのか、それとも、全く主要じゃないサブの要因なのか、こういったことについてちょっと、まさに学者である岩田先生に伺いたいということです。

もう一つは、今、経済は余りいいとは言えません。この状況で来年一〇%に引き上げを予定しているわけですが、このときにこの影響はどの程度か。国民も含めて我々も大変心配をしております。どの程度の影響があるかということを、先生、いかがでしょうか。

○岩田参考人 二%の目標達成が、当初は二年程度を念頭にしていたわけですが、それがなかなかできなかつた一つの例は、今委員がおつしやったような消費への下押し圧力が予想よりもはるかに強く、かつ長いだということであります。

そこで日本銀行は、一七年四月の今度は消費税率一〇%引き上げという現行の法律の定めを前提

として、去る一月に経済、物価の見通しを作成して、四半期ごとの展望レポートを示しております。その際、消費税率を引き上げるというとの影響を試算しております。二〇一四年四月の引き上げ時に少し予想を見誤つた、そういう経験を踏まえまして、そして今度は引き上げ幅がちょっと違います、三%じゃなくて一%であるということと、軽減税率が入るということも勘案して、駆け込み需要やその反動の影響、さらに、実質所得は押し下げ圧力が働くということを考えまして、二〇一七年度の実質GDPへの成長率の寄与度はマイナス〇・七%と試算しております。

〔松本(洋)委員長代理退席、委員長着席〕
○宮崎(岳)委員 正直、私は、前回の引き上げのときには、経済環境というのは相当下がつてないんじゃないことを思っています。

そういうところで、これは引き上げが本当にできるのかという、引き上げずに、まず一%の物価安定目標の達成ということを優先させるべきじゃないかなといふふうに私は思いましたので、そのコメントをいただきたいということになります。

あともう一点、ちょっとこれも岩田副総裁に伺いたいんですが、日銀法一条に、物価の安定といふふうに思つています。

○宮下委員長 次に、木内孝胤君。

○木内(孝)委員 民主・維新・無所属クラブ、木内孝胤でございます。

宮崎委員が絶滅危惧種と言いましたけれども、私も、黒田総裁以下日銀の今の金融政策を非常に好意的に見てはいる一人でございます。

民主・維新・無所属クラブからは二人がきよう質問に立ちますが、二人とも、そういう意味で言うか、マイナス〇・五%ぐらいでも物価の安定なんでしょうか。どうなんでしょう。

安定的な成長なのか、それとも、ゼロインフレというのがある意味法律の想定している理想型なのか。どのように思われるか。ちょっとコメントをいただきます。

その上で、マイナス金利政策についてお伺いいたします。

合がありました。先ほども御説明ございましたが、イールドカーブが下がつて、今後、実体経済への健全な発展に資する」ということで金融政策を運営しているわけですが、今おっしゃった物価の目標ということに関しては、二〇一三年一月に、消費者物価の前年比上昇率で二%と定めた上で、「これをできるだけ早期に実現することを目指す」というこの点は、二〇一三年一月の政府と日本銀行の共同声明において明記されていることで、現在は二%を目標としているということです。

○宮崎(岳)委員 政府と日銀が取り決めたからこそ、もう本当にわかるんですけれども、うだとうだとうのはもう本当にわかるんですけれども、そうすると、例えば政権がかかる、あるいは総裁が交代するということになると、また違う考え方方が出てくるのかなということで危惧をしております。

私はこういうことを明確にする日銀法の改正等も必要じゃないかということになると、また違う考え方方が出てくるのかなということで危惧をしております。

○黒田参考人 このマイナス金利といふものは、我が国にとっては初めてのことです。私が國に於ては、時間となりましたので終わりますが、もう一度、時間がなければ、そういう点についてまた質問させていただきたいというふうに思います。

本日はありがとうございました。

○黒田参考人 このマイナス金利の際の副作用といふものが日銀の政策目標として定められています。この物価の安定とは何ぞやということが、この数年、七八年の間、やはり議論になつてきたと思うんです。ゼロ%でも物価の安定なんですよ。この点は、実は歐州の経験からいいますと、金融機関についてはそういうことが生じております。しかし、我が国のマイナス金利になりますと、どうすれば、一つは、マイナス金利になりますと、どうしても銀行券の方に、金融機関にしても個人にしても移つていくのではないかということだと思います。

その上で、このマイナス金利の際の副作用といふか、影響としては基本的に二つあると思うんで、当然、歐州の事例なども十分参考にさせていただきました。

○黒田参考人 このマイナス金利の際の副作用といふか、影響としては基本的に二つあると思うんで、当然、歐州の事例なども十分参考にさせていただきました。

その上で、このマイナス金利の際の副作用といふか、影響としては基本的に二つあると思うんで、当然、歐州の事例なども十分参考にさせていただきました。

○黒田参考人 このマイナス金利の際の副作用といふか、影響としては基本的に二つあると思うんで、当然、歐州の事例なども十分参考にさせていただきました。

それから個人につきましては、歐州でも個人向け預金はマイナス金利になつておませんし、そのもので銀行券にシフトするというような状況にはなつております。

それから個人につきましては、歐州でも個人向け預金はマイナス金利になつておませんし、そのもので銀行券にシフトするというような状況にはなつております。

我が国におきましても、いわゆるマイナス金利が導入されてまだわざかでございますが、個人預金の金利は低下はしましたが、マイナスにはなつおりませんし、ならないと思いますので、そういった意味では、そこら辺の政策はどう変わっていくのかなど非常に興味深く見ているところでござります。

その上で、マイナス金利政策についてお伺いいたします。

ことにはならないだらうと思つております。

れます。

一番目が、これは歐州でもいろいろ議論されております点ですけれども、銀行の収益に過度の圧迫を加えて、金融仲介機能をかえつて損なわないかということございまして、この点につきましては、先ほど来御説明しておりましたように、三層構造ということで直接の影響は最小限にしておりまして、そうしたもとで、金融機関の収益に直接的に大きな影響が出ないようになりますといふことで、考えられる問題、マイナスといふ点については、一応対応をとった上でやつてゐるといふことではござります。

○木内(孝)委員 マイナス金利を導入する際に、一般的に考えますと、為替への影響、基本的にこれは物価安定のための金融政策だということは理解しつつも、当然、マイナス金利を導入すると、私の感覚からいふと、円安に動く可能性が高いのではないかと。事実、これを発表した直後は一定程度円安にぶれた。ただ、その後、外的要因、とりわけ米国のイエレン議長発言等もあり、百二十円ぐらいいから、まだ百十三円の水準になつてゐる。これを導入したときは、円安にぶれるといふことを、通貨政策でないといふことは理解しつつも、円安になるだらうといふには予想していなかった。あるいは、今の状況というのがレバル感としても、そこら辺の実施後の為替の動きについてコメントいただけれどと思ひます。

○黒田参考人 まず、マイナス金利つき量的・質的金融緩和、これは、量的・質的金融緩和を一段と強化することによって二%の物価安定の目標を早期に実現するために行つておるものでありまして、為替相場を目的としたものではないといふことは常に強調している点でござります。その上で一般論を申し上げますと、マイナス金利政策に限らず、金融緩和は我が国の金利に低下圧力を及ぼしますので、他の条件を一定とすれば、自國通貨安の方向に作用するといふに考えら

れます。ものは、実際の為替相場は、通貨間の金利差だけではなくて、さまざまな要因によつて変動するものでありますので、一概に言つることはできません。たゞ、物価の基調を規定する主な原因、主要な要因というのは、やはり、経済全体の需給ギャップと中長期的な予想物価上昇率だと思います。

いずれにいたしましても、為替相場は、経済あるいは金融のファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが望ましいといふことがいわばG7とかG20とかの共通の理解になつております。そこで、そういう方向で安定してもらうことが望ましいと思います。

○木内(孝)委員 そうしますと、百二十円くらいあつたドル・円の相場が今百十三円のレベルだとすると、当然、百二十円の方が、その二%の物価目標を実現するためには、輸入物価が当然上がるわけですから、追い風になるといふことが言えると思います。そういう意味では、百十三円のレベルで二%の物価目標といふのは、ますます遠いところではあります。もう一つは、円安にならずに今円高に行つてゐるということもあり、株価もいつときよりは高くなりましたけれども、株価もある意味、ピーク時から見たら比較的の低迷をしている。

そういう状況からすると、今回のマイナス金利をやつたとしても、なかなかこの二%の目標の実現というのは、まだまだ道半ばといふに見えます。その上で、物価の基調は改善が続いておりますので、先行きも、日本銀行がマイナス金利つき量的・質的金融緩和を着実に推進するもとで、物価の基調は着実に高まつていて、消費者物価の前年比は二%に向けて上昇率を高めていくといふふうに考えております。

そうしたもとで、原油価格が緩やかに上昇していくという前提に立ちますと、二%程度に達する時期は二〇一七年度前半ころといふに見えます。ちなみに、この予想といふが見通しの前提になつております。原油価格につきましては、一バレル三十五ドルを出発点に、見通し期間の終盤つまり二〇一七年の終わりにかけて、四十ドル台後半に緩やかに上昇していくといふ想定でございま

す。

○黒田参考人 石油価格につきましては、各国の中央銀行とも、独自の見通しを立てるというわけでも、企業の価格設定行動あるいは家計の支出行動を見ますと、引き続き、長い目で見れば全体として上昇しているといふに判断できるのではないかと思つております。

その上で、物価の基調は改善が続いておりますので、先行きも、日本銀行がマイナス金利つき量的・質的金融緩和を着実に推進するもとで、物価の基調は着実に高まつていて、消費者物価の前年比は二%に向けて上昇率を高めていくといふふうに考えております。

そうしたもとで、原油価格が緩やかに上昇していくといふ想定でございまして、石油価格につきましては、一バレル三十五ドルを出発点に、見通し期間の終盤つまり二〇一七年の終わりにかけて、四十ドル台後半に緩やかに上昇していくといふ想定でございま

す。

○木内(孝)委員 先ほど、宮崎委員から岩田副総裁に質問を既にしていることと重なるんですが、

来年の四月に消費税再増税をした場合の経済への影響についてお伺いをしたいと思います。黒田総裁は、三月七日、講演を行つた際に、前回の半分くらいといふようなことをコメントなさっています。当然、三%に対し今回は二%，そ

れと軽減税率の一兆円分がございますので、単純に計算すれば半分ぐらいいうふうに言えるかと思うんですが、先ほども岩田副総裁のコメントでありますたとおり、個人消費の戻りがなかなか戻つてこなかつた、かつ、その期間が非常に長かったというコメントをなさっています。

黒田総裁も同じような御認識なのか、個人消費への動向をどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○黒田参考人 確かに、消費税を二〇一四年の三月に三%，全ての消費財、サービスについて引上げた後、四一六月がマイナス成長になったわけですが、これは駆け込みの反動ということだったんだですが、七一九月も、わずかではありますけれども、やはりマイナス成長になりましたし、二四半期マーカス成長が続いたということで、駆け込みが予想よりも大きくて、駆け込みの反動減も予想よりも大き長引いたということは、そのとおりだと思います。私も、消費税引き上げ後の消費に対する影響が予想よりも大きく長引いたというふうに思ております。

そういうことも踏まえまして、最近の展望ポートで影響の試算というのをやっておりまして、そこでは、一〇一四年の経験を十分踏まえて二〇一四年のときの影響は、振り返ってみると事前に考えていたよりもかなり大きく、一〇一一年度のGDPへの影響はマイナス一・二%ぐらいであった。そういったことを踏まえた上で一〇一七年度の影響を試算すると、マイナス〇・七%ぐらいであるということを、一応、レポートの中で影響の試算をしております。これは一つの試算でござりますけれども、そういうふうに見ております。

○木内(季)委員 黒田総裁の役割は物価の安定化ということでしょうから、消費税を上げる、上げないといふところからは役割がずれていることは知しております。

ふうに承知しておりますけれども、この会合の位置づけなんですが、私は以前、財務金融委員会におきまして安倍総理そして麻生財務大臣に、これだけ世界経済が不確実性を増しているのであれば、法律的には来年消費税を上げるということにはなっているけれども、今、景気条項が抜けている法律になつてはいるので、きちっと一度立ちどまつて、消費税を上げるか上げないかを判断なさつた方がいいのではないかということを申し上げたら、リーマン・ショック、震災級のことがなければ予定どおり上げると。

ただ、その後、こういう形で国際金融経済分析会合を開くということは私は歓迎しているのですから、この会議の何か位置づけがいま一つよくわからなくて、要するに、これを参考に上げる、上げないということを判断することになるのか。しかも出席者は、浜田宏一内閣官房参与とか本田内閣官房参与も含まれていまして、おとといブライムニュースでやつておりますけれども、絶対に消費税は上げるべきではないと本田参与はおっしゃいましたし、浜田参与も割と消極的というか、慎重なスタンスだと思うんです。

この会合の位置づけと、黒田总裁からごらんになつた、例えばきょうであれば、ステイグリツツ氏のどういうところに関心を持つてこの会合に臨むのかということをお聞かせいただけれどと思ひます。

○黒田参考人 この国際金融経済分析会合といふものは、日本が議長国を務めるG7サミットに向けて、現下の世界的な経済状況に適切に対応するため、世界の経済、金融に関する情勢を分析するために開催されるものというふうに認識をいたしております。そういう意味で、世界じゅうの著名なエコノミストをお呼びしてお話を聞くということだと思います。

本年入り後、世界的に投資家のリスク回避姿勢が過度に広まっていることで国際金融市场の変動は大きくなっていますし、日本銀行としては、こうした会合の場も生かしながら、引き続き、国

ふうに承知しておりますけれども、この会合の位
置づけなんですが、私は以前、財務金融委員会に
おきまして安倍総理そして麻生財務大臣に、これ
だけ世界経済が不確実性を増しているのであれ
ば、法律的には来年消費税を上げるということに
はなつていてるけれども、今、景気条項が抜けてい
る法律になつてるので、きつちと一度立ちど
まつて、消費税を上げるか上げないかを判断な
さつた方がいいのではないかということを申し上
げたら、リーマン・ショック、震災級のことがな
ければ予定どおり上げると。

ただ、その後、こういう形で国際金融経済分析
会合を開くということは私は歓迎しているのです
が、この会議の何か位置づけがいま一つよくわから
らなくて、要するに、これを参考に上げる、上げ
ないということを判断することになるのか。しか
かも出席者は、浜田宏一内閣官房参与とか本田内閣
官房参与も含まれていまして、おとといブライム
ニュースでやつておりますけれども、絶対に消
費税は上げるべきではないと本田参与はおつしや
いましたし、浜田参与も割と消極的というか、慎
重なスタンスだと思うんです。

この会合の位置づけと、黒田総裁からごらんに
なつた、例えはきょうであれば、ステイグリツツ
氏のどういうところに関心を持つてこの会合に臨
むのかということをお聞かせいただければと思いま
す。

○木内(孝)委員 多分、いらっしゃるステイグリツツ教授、あるいは来週はクルーゲマン教授が参加されるというふうに聞きましたけれども、増税を凍結するというのは、ある意味、格付の問題でありますとか、あるいは財政健全化に対する問題、凍結するリスクというのもたくさんあるということでは承知しておりますけれども、総裁はその御担当ではないものの、こういう会議に全て参加されると申し上げづらいところはござりますけれども、とにかく虚心坦懐にそういった先生方のコメントをいただきて、増税を凍結する必要があるのであれば、法律を書きかえてぜひ凍結をしていただきたいと思います。

私は前から、5%を8%にしたこと自体も失敗だと思っておりますし、黒田総裁の金融政策は私は支持しているものの、実は、アベノミクス全体としては非常に大きな不満を持っておりまして、それはとりわけ三本目の矢、規制改革、構造改革こうしたものが、少なくとも私はそう見ていますし、市場から見ても、本当に進んでいないといふうに見ております。

そういった意味で、今度、財政出動をして凍結をしたとしても、金融緩和と財政出動をマクロ経済政策としては支持しているものの、この三本目に対する矢がきちつとセットでない限り、これは、将来的に利益の先食い、こうした経済政策パッケージになると、いうことを非常に危惧しております。なぜ私はアベノミクスのことを一つ心配してい

際金融市場の動向、あるいは、それが我が国の経済、物価にどのような影響を与えるかについて、しっかりと注視してまいる方針でございます。
なお、この委員会の前に官邸で第一回の国際金融経済分析会合がございまして、ステイグリツツ教授がお話をされて、その席に私も参加させていただきました。

○木内(孝)委員 多分、いらっしゃるステイグリツツ教授、あるいは来週はクルーグマン教授が参加されるというふうに聞きましたけれども、増税を凍結するというのは、ある意味、格付の問題ですかと、あるいは財政健全化に対する問題、凍結するリスクというのもたくさんあるということは承知しておりますけれども、総裁はその御担当ではないものの、こういう会議に全て参加されるわけですし、もともと大蔵省出身ということもありますし、そういうことも踏まえて、私も、絶対に凍結するべきだとか上げるべきだということを申し上げづらいところはござりますけれども、とにかく虚心坦懐にそういった先生方のコメントをいただいて、増税を凍結する必要があるのであれば、法律を書きかえてぜひ凍結をしていただきたい。

私は前から、5%を8%にしたこと自体も失敗だと思っておりますし、黒田総裁の金融政策は支持しているものの、実は、アベノミクス全体としては非常に大きな不満を持っておりまして、それより三本目の矢、規制改革、審査改革

るかというと、前から黒田総裁にお伺いしたかつたんですが、二〇一四年の月末に日銀は三十兆円の追加緩和を決定しました。そのときに、たまたまなのかよくわかりませんが、GPIFが基本ポートフォリオを大きく変動して、国債を約三十兆円売却をしなければならないということがあり、その三十兆円の日銀の追加緩和とGPIFの三十兆円がたまたま同じ日になつた。GPIFは今まで基本ポートフォリオを一切合併ほとんど変えたことがなかつたのに、初めて変えた日が偶然同じ日に合い、かつ、その一週間後、二週間後に解散・総選挙を安倍総理が決断なさつた。市場から見ていると、大勢の方が、これはもうできレースだ、こんな偶然があり得るのか?というふうに、私は選挙を迎える立場で見ていたわけですがれども、黒田総裁がそういう談合的な、筋悪なことをしたとは到底私は信じられないでの、違うところで誰かがそういうことをやつたのかなどいう気をしておりませんけれども、黒田総裁、たまたま日が合つたというのは、物すごい偶然だといふふうにお考えなのが、これが市場から見て筋悪と見えたと思われるかどうか。この点、前からちょっとお伺いしたかったので、お聞かせいただければと思います。

たのか。二月に銀行の貸し出しがふえて設備投資や住宅投資が活発になる兆しが起ころっているのか。黒田総裁、いかがですか。

○黒田参考人 銀行貸し出しの動向を見ますと、もちろん、銀行貸出残高というのは季節性がござりますので、常に前年同月比で見ているわけですが、前年同月比で見ていてるわけでもございますけれども、一〇一五年十二月はプラス一二・一%、二〇一六年一月はプラス一二・三%、二月はプラス二・一%となっておりまして、二月の銀行貸し出しは緩やかな増加を続けていくといいます。

○宮本(岳)委員 マイナス金利の導入以降、銀行の住宅ローンの金利あるいは企業への貸出金利は確かに低下をいたしました。ところが、貸し出しについては顕著な伸びはあらわれておりません。

今お話をあつたように、三月八日に日銀が公表した貸出・預金動向の速報によれば、銀行、信金の合計の貸し出しは、前年同月比では今お話をあつたようにふえたんですけども、伸び率は、

一月の二・四%増から二月は二・二%増に低下、二月の貸出金の残高は、一月の残高四百九十九・五兆円から四百九十七兆円へと、逆に約一兆五千億円減っております。特に、都市銀行等の貸出残高は前年同月比一%増だが、一月との比較で見れば一兆二千億円も減少しております。マイナス金利後の二月の貸し出しは、先月比では減少しているということなんですね。

金銀協の預金・貸出金速報を見ても、平成二十八年二月末の全銀行百十六行の貸出金月末残高は、前年同月末比で見れば、約十一兆九千六百二十九億円、二・六%の増でありますけれども、前月末比では、二兆三百八十二億円、〇・四%の減なんです。銀行の貸出金の四割を占める都市銀行でも、前月末比で一兆二千四百七十六億円、〇・七%も貸し出しは減少している。

少なくとも、マイナス金利政策が導入された以前の二月末の残高を見れば、貸し出しは減少したことではありませんか。

○黒田参考人 先ほど申し上げておりますとお

り、銀行の貸出残高というのは季節性がござりますので、季節性を無視した議論は余り意味がないと思います。季節性を排除するために、前年同月比で見るということでございます。ちなみに、消費者物価につきましても前年同月比で見ております。

なお、大手行の貸し出しの場合には、一月から二月にかけて、銀行の貸し出しの平残が一・三%から二・二%、若干下がっておりますけれども、中身を見ますと、これは全て外貨建てのものの換算レートの影響でございまして、貸し出しの実態は全く同様な伸びになつております。

○宮本(岳)委員 や、総裁がそう言うだらうと思つて、私、一昨年と昨年の一月、二月の推移を見たんですけども、別に季節性というのではないですね。一昨年は一月から二月に向けてふえてるのに、前年比で比べられないということはない。現に、これは減つていることは事実だと思うんですね。

住宅ローンについてもどうか。さまざま問題が指摘されております。例えば、住宅業界からはマイナス金利が導入されたとしても、これまで超低金利だったので、ここからあとコンマ数ポイント下がつても影響は限られるだろう、こういう声が上がつております。

結果として、二月末の住宅ローンはどれだけふえましたか。

○雨宮参考人 お答え申し上げます。

住宅ローンにつきましては、私どもが作成しております貸出先別貸出金統計において、これは四半期末ごとの残高を公表するという扱いになつておきましたが、直近に公表した数字が昨年十二月末の数字でござりますので、まだ二月末の数字は出ておりません、次は三月末の計数までお待ちいたいだきたいたいと存します。

ちなみに、昨年一年間、十二月末の前年同期比は二・三%の増加ではございました。ちなみに、昨年一年間、十二月末の前年同期比は二・三%の増加ではございました。

○宮本(岳)委員 一月にマイナス金利政策に移つたんですから、昨年の十二月の話をされてもよく

わからんんですね。ふえるであろうという話であつて、今のは、数として現にふえたという話は出てこないわけですね。三月末まで待たなきやならない。

報道によりますと、借りかえの相談が激増しているということあります。新規の住宅ローンがふえた場合、貸出残高は増加しないのだから、マイナス金利政策は効果があつたとは言えません。むしろ金融機関の利益が減るだけだと言わなければなりません。

黒田総裁にこれは確認しますけれども、そもそも、マイナス金利をやれば、住宅ローンの借りかえが増加するということを想定しておりましたか。

○黒田参考人 まず、住宅ローン金利の低下ということは、住宅投資に対する需要を喚起するといふことは、住宅投資にも当然プラスの効果をもたらすと考えております。

借りかえがふえるであろうということは、当然予想しております。なお、借りかえの場合であつても、借り手の利払い負担の減少を通じて可処分所得が増加するため、消費などにもプラスの効果があるというふうに考えております。

これは、どのくらいの借りかえが行われて、どのくらいの利払いの負担が減少するかというの人は、いろいろなモデルで計算しないとわかりませんが、数百万円単位で利払い負担が減るというケースもあるようございます。

○宮本(岳)委員 や、僕は、コンマ数ポイント下がつても、それでおっしゃるようによつて、不動産が次々売れるというふうになるのかどうか、これはまだ確たるものはない。現に、不動産を買った方は、総裁のようにローンを組まずに買つている人は幾らもいるわけでありますから。マイナス金利を導入したものの、実質金利が低下するばかりで、貸し出しや住宅ローンの増加には今のところ効果があらわれていないと見ざるを得ないと思うんです。

○宮本(岳)委員 本当にそういう効果になるかどうかを少し議論してみたいと思うんですね。

ことしの二月十六日、日銀は業態別の日銀当座預金残高二〇一六年一月分を公表いたしました。前回も指摘しましたけれども、都市銀行各行でマイナス金利による付利の減少額、これは私の計算では、ざつと三十億円程度の減収では大きな影響はないだらうと思うんですね。結局、金利が高いから需要があるのではなくて、需要そのものがないことが一番の問題なのではありませんか、総裁。

○黒田参考人 金融政策の役割といたしましては、従来から申し上げているとおり、量的・質的金融緩和であれ、一方で、二%の物価安定目標に対する強いコミットメントを通じて予想物価上昇率の引き上げを図ると同時に、大量の国債の買い入れ、さらには、今回、マイナス金利というものをつけて、イールドカーブ全体を引き下げ、貸出金利を引き下げるということを通じて、経済にプラスの影響をもよおすというものでござります。

そついた意味で、今回のマイナス金利つき量的・質的金融緩和というのも、従来の量的・質的金融緩和をさらに強化するというものであります。して、その経済に与える影響の主たる波及経路というのは、先ほど来申し上げておりますように、実質金利の低下を通じて企業、家計の経済活動をサポートするということであります。

その上で、おっしゃるようになりますように需要を直接的に引き上げるほかのいろいろな措置があるではないかということは、それは、よく言われておりますように、財政政策であれ、需要創出的な規制緩和であれ、いろいろなものがあると思いますが、やはり金融政策も、今申し上げたようなことを通じて消費や投資を刺激して経済をサポートするという大きな役割があるというふうに考えておりま

入したマイナス金利政策の結果、都市銀行、メガバンクですけれども、都市銀行は、これまでなら得ることができた付利がわずか百三十億円減収になるだけであります。五行で単純に割れば、たった二十六億円。億の給与を役員に支払うメガバンクにとって、二十六億円など微々たるものだと言わなければなりません。

一方で、都市銀行の五行は普通預金利を〇・〇二%から〇・〇〇一%へと二十分の一に引き下げました。住宅購入などを考えない多くの国民にとっては、マイナス金利政策により預金の利子は二十分の一に下がったわけであります。

普通預金利の引き下げにより、都市銀行、三メガバンク、りそな銀行、埼玉りそなはれだけ預金利を払わずに済むことになるか、日銀、わかりますか。

○宮本(岳)委員 御質問の五行の昨年九月末時点の普通預金残高、これが百七十四兆八千億円でございましたので、これを前提に、普通預金利が〇・〇二%から〇・〇〇一%に低下したことによれば、この五行の普通預金の支払い利息の減少額を計算いたしますと、年間三百三十二億円となる計算でございます。

○宮本(岳)委員 三百三十二億円、預金利を払わずに済む、こういうことですね。

○雨宮参考人 さようでございます。

○宮本(岳)委員 こういう三百三十二億円も預金利を払わずに済むわけですから、マイナス金利で付利が仮に減少するといつても、百三十億円程度減少する一方で、国民の預金に対する支払い利息は三百三十二億円、実は浮くということになる。これはつまり、マイナス金利政策によつてメガバンクなどは焼け太りしているということになるのではないかと存じます。

○黒田参考人 そういうことにはならないと思います。先ほど来申し上げておりますとおり、企業向け貸出しの基準金利も下がっておりますし、住宅ローンの金利も〇・二五%ほど下がっております。

ので、それに伴う貸出金利收入はかなり減少すると思います。

○宮本(岳)委員 企業向けや住宅ローンの話をされますが、一般国民の預金について言えば、三百三十二億円も利子が減らされてしまった。

それは、マイナス金利で損するからだと都市銀行、メガバンクは言うけれども、実は銀行にとって、大半の部分は付利はこれまでどおり〇・一%であります。それを今回、マイナスにする分はごくわずかなわけでありますから、減る分というのはわずか百三十億だという議論をやつたわけですか。

差し引きしたって、むしろ支払い利子が下がる方が大きい。今まさにそういう結果になつてゐるわけですから、一般国民にとつたら、まさにそういう焼け太りした、銀行はこれを口実に我々の利子から三百三十二億円も取り上げたという事態になることは明らかではありませんか。

次に、日銀トレードと言われるものについて聞きます。

一月二十九日の政策決定会合の後公表されたマイナス金利つき量的・質的金融緩和に関するQ&AなどAというものがあります。問い合わせ二に、長期国債の買い入れが困難になるのではないかという質問に対しても、「マイナス金利分だけ買入れ価格が上昇することで釣り合うので、買入れは可能と考えられる。」との答えが掲載されております。

これは理事さんでいいんですが、間違いないであります。

○雨宮参考人 そういう御説明は申し上げております。

具体的には、当座預金のマイナス金利分だけ買入れ価格が上昇、あるいは金利が低下することになり合うので、買入れは可能である、欧洲中央銀行でも、マイナス金利と長期国債の買い入れを両立している、こう御説明申し上げております。

○宮本(岳)委員 簡単に言えば、金融機関にとては、国債を日本銀行に売却すれば、マイナス金利が導入されたとしても利ざやを稼ぐことができます。

日経三月九日付によれば、証券会社は、財務省の入札で国債を調達し、より高い価格で日銀に国債を転売すれば、金利が下がり続ける限りもうかれますけれども、こういう方向に三百三十二億円も利子が減らされてしまった。

それでも、マイナス金利導入以降、このような事態が現に起こっているんじゃありませんか。

○黒田参考人 国債市場ではさまざまなお取引が行われておりますとして、御指摘のような取引は、別にマイナス金利導入後に起つたということではなくて、前から起つております。

いずれにいたしましても、日本銀行が行つてゐる金融緩和政策は、こうした取引も含めて、長期、短期の国債金利を全体として低下させるということを通じて、貸し出し、社債、CPなど、全面的に金利を引き下げて金融環境を緩和して、民間需要を刺激する、それによって経済活動を活発にするということで効果があるわけだと思います。

なお、先ほどの委員の御指摘の個人と金融機関との取引関係云々という点で申し上げましても、住宅ローン金利の引き下げ等がかなり大幅でござりますし、預金金利の引き下げというのは、もともと預金金利が低金利環境のもとで低いところにございましたので、その影響よりもはるかに個人にとってもプラスだと思います。

○宮本(岳)委員 そのように進めたいと思っておられるることはよくわかるんですけど、不動産にしても住宅ローンにしても住宅の販売にして、も、確たる結果はまだわからないか、数字も出ないわけであります。大体、物価安定目標1%といふことで、そうさせたいと思つてあなた方はやつてきたけれども、その思いどおりにいつていません

○宮本(岳)委員 うどんのが現状なんですね。

結局、設備投資や住宅ローンにも回らず、金利低下で国民の預貯金から利子を奪い、焼け太りの銀行に日銀トレードで利ざやを稼がせる、こういう邪道ともいべき金融政策は直ちに転換することを求めて、私の質問を終わります。

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。

本日二回目でございますけれども、総裁は本日は初めてでございますので、お伺いしていきたいと思います。

まず、少し時間はたちましたけれども、G20に行かれて、特にマイナス金利の御説明をされてこ

られたと思います。それに関して、国際社会において理解を得られたというふうに日銀総裁はお考えなのか、G20の状況も踏まえて御回答いただけますでしょうか。

○黒田参考人 今回のG20では、私から、マイナス金利つき量的・質的金融緩和について、あくまでも物価安定の目標、この早期実現のために、量的・質的金融緩和を強化し、実質金利の一級の低下を狙つたものであるということを御説明いたしました。

このような説明に対して反論や意見は全くございませんで、参加国の十分な理解が得られたものというふうに考えております。

○丸山委員 何か特段、質問や懸念点などを挙げられたということはありますか。

○黒田参考人 全くありませんでした。

○丸山委員 そういった意味で、いわゆる国際決済銀行、BISが報告を出しておりまして、このマイナス金利政策に対する効果に疑問符を打つような報告を出されていると思いますけれども、また、それについて総裁はどうのようにお考えになっていますか。

○黒田参考人 BISが先般公表したレポートでは、欧州におけるマイナス金利導入以降の金融市場の動きをレビューした上で、マイナス金利導入以降、欧州各国の短期、長期の金利が低下しておき、マイナス金利はプラスの領域での金利引き下げとおおむね同様の効果をもたらしているというふうに評価しております。また、銀行預金から現金への目立ったシフトも生じておらず、マイナス金利の導入は大きな問題を生じさせていないといふふうにしております。

その上で、今後、金利のマイナス幅がより拡大したり長期にわたる場合に、個人や金融機関の行動に不確実性が残るというふうに指摘しておりますが、BISのレポートは、マイナス金利政策は効果があると分析した上で、留意点をつけ加えたもので、特に副作用を論じたものではないといふふうに理解しております。

○丸山委員 先ほど別の委員の御質問で総裁がお答えになつたものに、金利引き下げの可能性も含まれますでしょうか。

あって、特に理論的な余地が相当あるというお答えを先ほどされておりますが、それはそのとおりです。今お話をされて、そういうふうにお考えになつておられるということなんですねけれども。

そうした中で、このBISで、今後マイナス幅がさらに広がつた場合の懸念点、もしくはマイナス金利が長期化した場合の個人や金融機関の行動についての不確実性について疑問点を述べていますが、これについてはどのようにお考えですか。

○黒田参考人 これは欧州のマイナス金利導入以降の状況についてレビューしたものでございます。EBCはマイナス〇・三だったと思いますけれども、そういったことを踏まえて、先ほど申し上げたように、有効であったと。ただ、今後、この歐州の金利のマイナス幅がより拡大したり、長期にわたる場合には、個人や金融機関の行動に不確実性が残るというふうに留意点を述べているというふうにござります。

○丸山委員 マイナス幅がさらに広がる可能性について、絶対、少し言及をされていますけれども、マイナス金利が長期化する可能性についてはどうのようにお考えですか。日本についてです。

○黒田参考人 量的・質的金融緩和のときにも申上げましたし、今回のマイナス金利つき量的・質的金融緩和に関しても、二%の物価安定目標の実現を目指し、それを安定的に持続することがで

のうの政策決定会合で少し見通しが下げられていくと思うんです。具体的には、「緩やかな回復」という表現をされているのが、今回、「基調として緩やかな回復」と、明らかに後退している表現がされているんですね。

そこで、まさにこのBISで、今後マイナス幅が緩やかな回復と、それがその後で、明らかに後退している表現でいらっしゃることなんですね。

○黒田参考人 この点は足元の現況と先行きと分けてごらんになつていただくといふうですが、この点については、現況につきまして我が国が経済は、新興国経済の減速の影響などから輸出、生産面に鈍化が見られるものの、家計、企業の両部門において所得から支出への前向きの循環メカニズムがしっかりと持続するもとで、基調としての金利をつけている中央銀行もありますし、当時はEBCはマイナス〇・三だったと思いますけれども、そういったことを踏まえて、先ほど申し上げたように、有効であったと。ただ、今後、この歐州の金利のマイナス幅がより拡大したり、長期にわたる場合には、個人や金融機関の行動に不確実性が残るというふうに留意点を述べているというふうにござります。

○丸山委員 一方で、必要に応じて、ちゅうちょすることなく追加の緩和の用意があるというお話しは緩やかな回復を続けているということございまます。

なお、先行きについては、基調として緩やかに拡大していくという先行きの見方は変えておりません。

○黒田参考人 マイナス幅がさらに広がる可能性について、絶対、少し言及をされていますけれども、マイナス金利が長期化する可能性についてはどうのようにお考えですか。日本についてです。

○黒田参考人 この点は、常に、世界経済の動向、それが我が国の経済や物価などのような影響を与えるかということを注意深く見ていかなければなりませんので、現時点ではそれは必要ないという理解でいいんですか。

○黒田参考人 量的・質的金融緩和のときにも申し上げましたし、今回のマイナス金利つき量的・質的金融緩和のときにも、二%の物価安定目標の実現を目指し、それを安定的に持続することがで

向きな感じがするので、少し思いを感じるところなんですねけれども。

しっかりとやつていただく方針だというのは変わらないとは思つんですか。一方で、今回の決定会合を受けて、発表を見ていますと、少しマイナス金利の部分で変更点があつたように思つんすけれども、いわゆるMRFの部分で変更されていると思います。

今回、証券会社とか信託銀行の要請を受けられて変更されたというふうに聞いていますけれども、趣旨をお伺いしたいのと、これはマイナス金利を着実に実行していくと、いう話をされていましたけれども、少し細かい部分ですが、それがあるようふうにもとられかねないと思つんすが、この辺も含めて、日銀総裁は、どういうお考えで入れられたのか、お答えください。

○黒田参考人 この点につきましては、MRFが個人の株式投資など証券取引において決済機能を担つていて、今年の残高を上限にゼロ%を適用するマクロ加算残高の対象としたものでございます。

なお、決定会合の後の公表文あるいは記者会見でも申し上げておりますとおり、限界的にマイナス金利を適用するものは、従来どおり、十兆円から三十兆円というところでマイナス金利がかかるまいりますので、このマイナス金利つき量的・質的金融緩和の効果がこれによつて何か減殺されると、いうことは全くございません。あくまでも、MRFの証券取引における決済機能を担つていて、いうことに鑑みまして、こういった取り扱いにしたと、いうことでござります。

ただ、毎回の金融政策決定会合において、その上で、石油価格の一定の前提を置いた場合に、二〇一七年度前半ころに二%程度に達する可能性が高いとしておりまして、いずれにいたしましても、これはあくまでも物価安定目標の実現のために行つてあるものであるということでござります。

その上で、石油価格の一定の前提を置いた場合に、金融市場の動向その他を十分点検して、常に、物価安定の目標の実現のために必要な場合には、ちゅうちょなく量、質、金利の三つの次元で追加的な金融緩和措置を講じるという方針であること変わりはございません。

○黒田参考人 先ほど来申し上げていますとおるので、他にそういうものは見当たらないと思

いますので、現時点で何かその他のことがあり得るとは全く考えておりません。

○丸山委員 金融政策としてのあれではなくて、決済機能の配慮でということでござりますね、わかりました。

そういう意味で、幅を広げていくというよりは、そうすると、むしろ政策的には金利がどこまでも引き下がるかというところが一つ大きな政策の点になつてくると思います。先ほど、理論的な余地は相当あるという話をされましたけれども、正直、欧洲を見ていくと、そんなに総裁がおっしゃるほど、相当あるとは思えないんですけども、この相當あるというのはどういうお考えでこれはおっしゃっているのか、わかりやすいように御説明いただけますか。

○黒田参考人 マイナス〇・一%というところでござります。

なお、歐州では、スイスがマイナス〇・七五%、スウェーデンがマイナス一・一%、デンマークがマイナス〇・六五%，そして、ECBがこの間さらに引き下げてマイナス〇・四%というところでございます。

特に歐州のこれを狙つて何かやるということでは全くございません。あくまでも、我が国の経済、物価状況に照らして、必要であれば、先ほど申し上げたように、量、質、金利、三つの次元で追加緩和を講じる用意がある、ちゅうちょなくそれを行う用意があるということでございます。

理論的な余地というのは、歐州の例を見ても相当あると思いますけれども、何か歐州のことを見ると、粗つてやるとかそういうことでは全くありませんし、ので、理論的には相当の余地があると思いますしある必要があれば、量、質、金利で追加緩和を行う、ちゅうちょなく行うという用意があるということに尽きます。

○丸山委員 つまり、今の話だと、理論的には相当の余地があるので、歐州の数字は限界ではないということとでよろしいんですか。

歐州は、現時点でかなりのマイナス金利にしているということも事実だと思います。

○丸山委員 最後、油価も含めた物価についてお伺いしたいんです。

の使命の大さなところだというところがございま
した。
油価の変動については、先ほど総裁からお話を
ありましたけれども、一方で、この委員会でも議
論をさせていただいて、この原油の影響も踏まえて
て、物価の二%目標の見通しがどんどん先送りさ
れている感を正面すごく感じるところなんですが
れども、これは今の油価も踏まえた上で今のところ
前にお話しされていたる状況で変更ないと。
そして、油価なんですかれども、今後、見通し
どおりいくというふうな認識はどこから来るのか
というのをもう一度お答えいただけますか。

○黒田参考人 従来から申し上げておりますとおりましても、原油価格の変動というものが消費者物価に影響を与えるということはそのとおりであります。一方で、このところの世界的な金融市場の変動の一つの原因になっているとも言われておりますが、この原油価格の状況について、何か特別の見知りがあつて申し上げるわけではありません。ただ、確かに、足元では原油価格が若干反転し昇しておりますまして、そのもとで国際金融市場も幾分落ちつきを取り戻しているということです。

また、それが資源国あるいは新興国経済の回復に資するということになると、それもまた世界界経済にとってプラスになるとは思いますが、原油価格がどのように動くかというのは、これはなかなか予測は難しいと思いますので、先ほど来申し上げておりますとおり、各国の中央銀行と同じく、足元のレベルを原油の先物市場の価格で延ばして原油価格の前提を置いて見通しをつくり、その見通しのもとでの金融政策の運営を行つているということであらうと思います。

ふうには言つておられるようであります。

延ばしされていると思いますけれども、いずれにしても、目標となる物価達成のために、ちゅうちょなく追加緩和の用意がありますし、さらには、理

論的には、まだまだ欧洲は限界じゃなくて、金利を下げる余地があるというお言葉ですので、しっかりと政策を総動員いただいて、達成に向けて頑張っていただきますよう、私からもお願い申し上げまして、丸山穂高の質疑を終えます。

ありがとうございました。

○宮下委員長 次に、井林辰憲君。

○井林委員 自由民主党の井林でございます。

本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。早速、質問に入らせていただきたいと存じます。

今、私たちは、アベノミクスということで、経

金融対策を行つてまいりました。その中で、大胆な金融緩和というのが一つ大きな柱でございまして、その中で、多くの皆さんのお力で企業収益がかなり上昇してきているということで、これは大変すばらしいことだというふうに思つております。

ただ一方で、その利益がやはり設備投資に回つていつたりですとか働く人の雇用により回つてもらいたいということは、再三再四、政府の方からも経済界に対して申し入れをしているところでございます。

そういうところもぜひ金融サイドからもバツツアップしていきたいということで、前回十二月のときに、日本銀行が、年間約三兆円のETFの買い入れに加えて、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業に対するサポートを行うための新たなETF購入というものを打ち出されました。昨日の金融政策決定会合において、さまざまな業務上の方針を決定されました。

改めて、導入の狙いと現時点での準備状況、こうしたものを御説明いただきたいと思います。

緩和のもとで企業や家計のデフレマインドは転換してきておりまして、設備・人材投資に積極的に

取り組んでいる企業も多いとは思いますけれども、こうした動きがさらに広がっていくことが望ましいと考えております。

御質問の新しいETFの買い入れにつきましては、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業をサポートする観点から、昨年十二月に決定したものでございます。

その後、実務的な検討を進めたところでありまして、昨日、御指摘のように、より具体的な内容を公表いたしました。すなわち、新しいETFにつきましては、設備投資や研究開発費が基調的に増加している企業、人材投資が基調的に増加している企業や人材育成に積極的に取り組んでいる企業で、こうした取り組みが成長につながっている企業から成る指数に連動するETFを買い入れて

いくということにいたしました。

実際にどの程度を買入れることができるかは、新しいETFが今後の程度上場、販売されるか次第ですけれども、検討に際して市場関係者からいただいた御意見の中には、具体的な商品設計につながるような御意見も少なからずございました。

日本銀行としては、こうしたETFを買入されることによって、企業の設備・人材投資などキャッシュフローの効率的な活用に対する資本市場の関心が一段と高まって、企業活動に好影響を与えていくことを期待しております。

○井林委員 ありがとうございます。

新しいETFの買入れということでございまして、総裁もよくおっしゃっていますけれども、ぜひ市場と会話ををしていただいて、しっかりと導入していただいて成果を上げていただくようにお願いをしたいというふうに思います。

さて、ちょっとと話題がかわりますけれども、まことに、経済と物価の情勢について、きょうも御報告いただきましたけれども、確認をしていきたいと

我が国の経済とか物価の情勢、この三年間で明確に改善をしてきたたというふうに思います。これは、先ほど申し上げましたアベノミクスといふことが一定の効果を上げていることだというふうに思います。

企業収益が過去最高、また失業率も大変改善をしてきているということですざいます。ことはなかなか厳しいという報道もありますけれども、ペアも連続で実現をしているということでござります。物価についても、確かに厳しい数字は出ていますけれども、原油価格という少し我々のコントロールができない数字を除けばプラスが続いておりますし、デフレということは、私は、いろいろなところで生活をしていても、払拭されつつあるのかなというふうに思ってございます。

ただ、今大きな話題になつてるのは、世的な金融資本の動搖でござります。投資家心理が過度に悪化しているというようなことも言われますけれども、今まででは資本を世界じゅうから集めて成長に回してきた新興国でございますけれども、中国の外貨準備の大きな減少に代表されるように、新興国からの資本の流出が続いております。それらの動きがこうした新興国の実体経済を冷やして、日本の経済に悪影響を及ぼすこと懸念しております。

まずそこで、日本銀行にお伺いをしたいと思いますけれども、新興国経済の動向について今どのよう評価をしているかということを御説明ください。

○雨宮参考人 お答え申し上げます。

今、委員御指摘のとおり、年明け以降、国際金融市場は大変不安定な動きとなつておりますが、その背景は、やはり御指摘のとおり、中国を始めとする新興国経済の先行き不透明感の高まり、これを背景に、投資家のリスク回避姿勢が過度に広まつっていたということがあろうかというふうに思います。

その上で、御質問の、新興国経済全般に関する私どもの評価でござりますけれども、まず中国経

済について申し上げますと、これはもう減速しているということは事実だらうと思います。ただ基本的には、現在、中国経済は、これまでの輸出、製造業主導の経済から、内需、非製造業中心の経済への構造転換の過程にあるということです。ですので、この減速も、そうした中国当局の大きな政策目的のもとで発生しているということだと思いますし、一方、マクロ政策的に見ると、政策対応余地は十分にござりますので、おおむね安定した成長経路をたどるというふうに見てございます。

この間、一方、NIESやASEAN諸国などにつきましては、やはりこの間の中国経済減速の影響等で輸出や生産が弱目となつておりますし、また、資源価格の低迷が、ブラジルですとかロシアなど資源国経済を下押ししているという現状もござります。

先行きにつきましては、先進国が米国を中心堅調な成長を続けるということであれば、その影響が波及するもとで、減速した状態から徐々に脱していくというふうには見ておりますけれども、引き続き、さまざまなリスク要因がございまして、新興国経済の動向ですとか国際金融市場の動向及びそれが全体として我が国の金融経済、物価にどのような影響を与えるかについては、しっかりと注視していくという方針でございましょう。

○井林委員 ありがとうございます。

しっかりと注視をしていくことでございまますので、しっかりと見ていただいて、また、適切な対応というのをこれはちゅうちょなくしっかりととつていただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

この一月末に、マイナス金利つき量的・質的の金融緩和といふものが導入をされたのも、こうした世界的な金融資本市場の動搖が高まるもとで、我が国の経済や物価に悪影響を及ぼすリスクが高まつたことに対応したものだというふうに認識をしておりまますし、また、総裁を含め日本銀行さん

からも、たびたびそうした御説明があったたどりでござります。

初めてのマイナス金利ということでおどろこますが、そこで、國民の間には、この政策に對してさまざまなものな反応がありました。どのような政策にも、やはり、プラスの面、マイナスの面といふのが非常にありまして、その点をよく考えていただきたい上で、一番大きなデフレ脱却、そして、物価上昇の一因の目標に向けてさまざまな政策を打つていただきたい中で、マイナス金利の導入といふのに踏み切つていただきたと思いますが、マイナス面はいろいろ取り沙汰されるんですが、プラス面もやはり非常によくあると思います。

プラス面、マイナス面含めどのように判断して日本銀行としてこのマイナス金利の政策導入を決定したのかということを、改めてこれは國民の皆さんにも御説明をいただきたいと思います。

○黒田参考人 委員御指摘のとおり、マイナス金利政策というのは我が國では初めての経験でござりますので、政策委員会でも相当な十分な議論をいたしました。その際には、当然、プラス面、「マイナス面」もあわせて議論をいたしたわけでござります。その上で決定しただすことでござります。

まず、マイナス金利つき量的・質的金融緩和の導入以降、御案内とのおり、国債の利回りは短期長期とも大幅に低下しております。これを受けて、貸し出しの基準となる金利、あるいは住宅ローンの金利は、はつきりと低下をしております。今後、利面では、政策効果は既にあらわれているわけですがございまして、今後、その効果が実体経済や物価面にも波及していくかふうに考えておりまます。

一方で、預金金利も低下しておりますけれども、その低下幅は、貸出金利に比べますと小幅なものになつております。また、中央銀行が既にマイナス金利を採用してある程度の期間がたつておりますが、歐州諸国の例を見ましても、金融機関の個人向預金の金利がマイナスになるとは考えておりま

次に、金融機関の収益に対する影響についてでは、マイナス金利に限らず、一般的に、金融緩和を進めて企業や家計にとっての金融環境を緩和させることになりますと、仲介者である金融機関の収益に一定の影響が出るということは避けられないわけですが、その上で、金融機関の収益を過度に圧迫することによってかえって金融仲介機能を弱めることがないように、従来から申し上げております三段階の階層構造の採用によりまして、金融機関の収益に及ぼす直接的な影響は最小限にしているということです。

もちろん金利全般の低下の影響はあるわけです
が、日本の金融機関は、リーマン・ショックや歐州債務危機による損失が小さくて、資本基盤が充実しております。さらに、収益の面でも、先ほど
来申し上げておりますとおり、景気回復を背景に、
貸し倒れ等に伴う信用コストが大幅に低下してお
りますし、貸し出しも増加しているということな
どから、低金利環境にもかかわらず高い収益水準
を確保いたしております。

いずれにいたしましても、このマイナス金利につ
き量的・質的金融緩和を遂行することによって、
一日も早くデフレから脱却し、それが家計・企業、
あるいは、金融仲介機能を果たしている金融機関
にとつても、プラスになるようにしていきたいと
いうふうに思っております。

○井林委員 ありがとうございます。

やはり、マイナス金利ということでいろいろ國
民の皆様も不安に思うことも多いと思いますの
で、ぜひプラスの面も含めてしっかりと伝えて
いていただきて、多くの皆様に御安心をしてい
ただきたい、そういうお願いを重ねてさせていた
だきたいというふうに思います。

さて、マイナス金利政策は、国債金利が〇・二%
下がるなど明確な低下を実現しておりまして、ま
た、住宅ローン金利もこれはよく言われています
けれども低下をしつつあります、また、企業の
貸出金利のベースの部分もかなり下がってきて
います。

るということで、金利面で大きな政策効果を上げているということはたびたび御説明をいただいているところでございます。

今後、これは総裁もおっしゃっていますけれども、この効果が実体経済に波及していくことを期待しているということでございます。これから時間を見てかけて金利低下の効果が実体経済に浸透していくことが非常に重要だと私も考えておりま

そこで質問ですけれども、これから実体経済に 対して波及していくためには、具体的にはどうい う形で波及していくと思われているのか。特定の 指標だけを見てこうだということをやはり断ずる ことはできないと思うんですけれども、特に一つ かりと注視をしている指標または金利、さらには さまざまな経済的な動き、こうしたものをよく見 ているというところをぜひ御説明いただきたいと

○黒田参考人 基本的には、実質金利が低下して、設備投資、住宅投資、消費その他の刺激されたり、GDPであったりGNPだつたり、国民所得が増加する、それが家計や企業にとってプラスの効果をもたらすということであるうと思います。まず、家計につきましては、先ほど来申し上げ思ひます。

ておりますとおり、住宅ローン金利がかなり下がっております。〇・二五%程度下がっておりますとして、これが当然住宅投資にプラスの影響をもたらすとともに、従来の住宅ローンを借りかえることによって家計の可処分所得もふえますので、消費にも二次的な影響、プラスの影響を及ぼすといふことを通じて、家計による住宅投資や消費にプラスの影響を及ぼしてくるだろう。ただ、これは若干の時間を要するとは思います。

一番目に、企業でございますが、これは、企業向けの貸し出しの金利も下がっておりますし、社債の金利なんかもかなり大きくなっています。当然、企業の設備投資あるいは人材投資等にプラスの影響を及ぼすであろう。現在の日本の企業は、史上空前と云うか史上最高の収益を上げて

おられますので、資金繰り的に非常に困っているということはないとは思いますが、それでも、設備投資とかR&D等について金融機関からの借り入れを活用することもありますし、それから、現預金をいたずらに持っていても機会費用の面で余りプラスになりませんので、そういう面も使って設備投資、人材投資等にプラスになつていいただろう。

そういうことを考えますと、家計にどうては、既に実は、失業率が三%台前半ということと、完全雇用に近いことになつておりますので、そのもとで雇用・所得環境が着実に改善していくただろ

先行指標その他のを見ますと、かなり強い状況でございます。これが実際の設備投資として結実していくわけでございます。

で、実体経済、それからさらには物価にもプラスの影響をもたらす、と思いますが、そこには若干のタイムラグがあるということは御理解いただきたいたいと思います。

タイムラグがあるということですけれども、ぜひ着実に、期待した効果がしっかりとあらわれるように、これからも取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、これまでの量的・質的金融緩和に、マイナス金利という新しい政策が加わりました。これで日本銀行としては、金融政策として、マネタリーベースの増加額という量の面と、長期国債やETF、J-REITなどの質の面、そして、マイナス金利の幅とということで金利という三つの次元をさまざまに組み合わせるということで、金融政策においてとり得る手段といふのが一つ大きく選択肢が広がったというふうに思つてございます。

ういう金融政策を行なうかということだが非常に気になると思いますし、また、不用意な混乱というところは、これは总裁自身も、起こしてはいけない、また期待はしていないということだと思います。

また、マクロ加算残高、年八回の金融政策決定会合でコントロールを行うということでございましょうけれども、これもやはりタイミングが微妙なところとも出でてくると思います。そういうことを考えますと、これまで以上に日本銀行の考え方や情報発信の内容が市場は大変気になるということだと思います。

日本銀行としても、市場との対話の重要性が一層増すということで、たびたびお話をいただいているところをございますけれども、この点について、最後に、総裁の所見と、そして、決意というか思いをお聞かせいただけますようにお願い申し上げます。

○黒田参考人　委員御指摘のとおり、金融政策運営に当たっては、政策に関する考え方、あるいは、その前提となる経済・物価情勢についての判断ができるだけわかりやすく説明して、市場参加者を含めた国民各層の理解を得ていくことには大変重要でありますし、殊に、かつての伝統的金融政策という形で短期金利だけを上下するという状況から、先進各国の中央銀行はみんな、量的あるいは質的、そして、欧洲の中央銀行はマイナス金利もということで、手段の幅を広げて大胆な金融緩和政策を進めておりますので、それだけに、御ラマ属」に改める。

指摘のように、一層、市場参加者を含めた方々にわかりやすく説明して理解を得ていくということの大変重要だと思いますので、今後とも、その点は十分念頭に置いて金融政策を進めてまいりたいと思つております。」

○井林委員 今後も、金融政策を通じて二%の物価安定目標をできるだけ早期に達成できますよう重ねてお願いを申し上げまして、私からの質問を終らせていただきます。

を絶れさせていかなければならぬ。

○富下委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

関税税率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条 関税定率法（明治四十三年法律第五十四

号)の一部を次のように改正する。

「義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校

(義務教育学校の後期課程及び)に改める。

税」に改める。

別表第三類に備考として次のよう記入する。

別編卷之三
類似傳考

において「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」

ん製したものを持たない。

セルティ、レプトバルブス・ホイヴエニ及びキュ

ス属」を「キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブ

のうごめふ。

OIII·OII	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第OIII·(四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)さけ科のもの（第OIII·OII·九一号から第OIII·OII·九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
OIII·OII·一	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、シコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アベケ及びオンコルヒュンクス・クリンガステル）、太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクスキストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）
OIII·OII·一四	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・コ）
OIII·OII·一九	その他もの
OIII·OII·一三	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのし科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめのもの。第OIII·OII·九一号から第OIII·OII·九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
OIII·OII·一四	ハリバット（レインハルドティウス・ヒボグロソイデスピス）、ハボグロスス・ヒボグロスス及びヒボグロスス・ステノーピス）
OIII·OII·一九	ソール（ゾレア属のもの）、ターボット（ペセタ・マクシマ）
OIII·OII·一一	その他もの
OIII·OII·一二	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス・ツオヌス・ペラミス）（第OIII·OII·九一号から第OIII·OII·九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
OIII·OII·一三	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）、きはだまぐろ（トウヌス・アルバカラレス）、かつお
OIII·OII·一四	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）、タリス）
OIII·OII·一五	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ）、みなみまぐろ（トウヌス・マッコイ）、その他もの
OIII·OII·一六	
OIII·OII·一七	

五 % 五 % 五 %	五 % 五 % 五 %	五 % 五 % 五 %	五 % 五 % 五 %	五 % 五 % 五 %
○二〇一・五 一 ○二〇一・五 三 ○二〇一・五 四	○二〇一・四 四 ○二〇一・四 五 ○二〇一・四 六 ○二〇一・四 七 ○二〇一・四 九	○二〇一・四 四 ○二〇一・四 二 ○二〇一・四 三	○二〇一・四 一 ○二〇一・四 二	五 % 五 %
一　さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカ ブテルス属のもの）	二　その他のもの	一　さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウスト ララシクス及びスコムベル・ヤボニクス） まあじ（トラカルス属のもの） すぎ（ラキュケントロン・カナドウム） めかじき（クスイフィアス・グラディウス） その他もの	一　サルディイノプス属のもの	二　その他のもの
二　その他のもの	一　さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわり ひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの（第〇三〇一・一号から第〇三〇一・九九号までの食 用の魚のくず肉を除く。） コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウ ス・マクロケファルス） ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス） コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス） ハイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	一　さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわり ひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科の もの（第〇三〇一・一号から第〇三〇一・九九号までの食 用の魚のくず肉を除く。） コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウ ス・マクロケファルス） ハドック（メラノグランムス・アイグレフィヌス） コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス） ハイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	一　サルディイノプス属のもの	二　その他のもの

五五〇
% % % 五〇
% % 五五〇〇
% % % % 五〇
% % 〇〇
% %

○三〇一・五五	二 ウロフュキス属のもの
○三〇一・五六	すけそだら（テラグラ・カルコグランマ）
○三〇一・五九	ブルーホワイティング（ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス）
	その他のもの
○三〇一・七三	一 たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）
○三〇一・七一	二 その他のもの
○三〇一・七二	テイラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーク（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第〇三〇一・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇一・七四	テイラピア（オレオクロミス属のもの）
○三〇一・七九	なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）
○三〇一・七五	こい（クテノファリュンゴドン・イデルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オスティオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキユプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）
○三〇一・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）
○三〇一・七七	その他のもの
○三〇一・七八	他の魚（第〇三〇二・九一号から第〇三〇一・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
○三〇一・八一	さめ
○三〇一・八二	えい（がんざえい科のもの）
○三〇一・八三	めろ（ディソステイクス属のもの）
○三〇一・八四	サーバス（ディケントラルクス属のもの）
○三〇一・八五	たい（たい科のもの）
○三〇一・八九	その他もの
○三〇一・九〇	一 にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）及びうるめいわし（エトルメウス属のもの）

—
一〇% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 五% 一〇% 五% 一〇% 五% 一〇% 五% 一〇% 五%

○三〇一・九一
○三〇一・九二
○三〇一・九九
○三〇一・一〇
○三〇一・一一
○三〇一・一二
○三〇一・一三
○三〇一・一四
○三〇一・一五

魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

肝臓、卵及びしらこ

一 その他のもの
テラグラ属又はメルルシウス属のもの

二 その他のもの

ふかひれ

その他のもの

一 内臓

二 その他のもの

(一) にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、リオーラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

(二) その他のもの

レ（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他の魚肉を除く。）

さけ科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）

ベニサケ（オンコルヒュンクス・ネルカ）

その他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）

大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クリソガステル）

ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シリルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）

の)、こい(クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミユロ

〇三〇三·四六
〇三〇三·四九

みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

二八

(アリエヌゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテユス属、キリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルペーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

○111○111・1六
○111○111・1四

ティラビア（オレオクロミス属）
なまず（パンガシウス属、シル
イクタルルス属のもの）
こい（クテノファリュンゴドン
リュンゴドン・ピケウス、カト
ス・ハセルティ、レプトバルブ
リヌス属、カラシウス属、ヒュ
ルリヌス属、ラベオ属又はメガ
うなぎ（アングイルラ属のもの）
そつぢの

ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこげびらめ科のもの。第〇三〇三・九一號から第〇三〇三・九九號までの食用の魚のくず肉を除く。）

O III O III • III I

ビズ

七八

卷之三

○三〇三·三三
○三〇三·三三
○三〇三·三三
○三〇三·三三

プレイイス（プレウロネクテス・プラテスサ）
ソール（ソレア属のもの）
ターボット（ペセタ・マクシマ）
その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）

二·四

びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）
きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）

○ 一〇 一 · 四 一
○ 一〇 一 · 四 四
○ 一〇 一 · 四五

めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）
くろまぐろ（トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエン
タリス）

五% 五% 五% 五% 五%

五五五五五

五五五

五
%

○三〇一·六三
○三〇一·五九
○三〇一·五六
○三〇一·五七
○三〇一·五八
○三〇一·五四
○三〇一·四九

みなみまぐろ（トウヌス・マツコイ）
その他のもの

にしん（ケルペア・ハレングス及びケルペア・パラスイイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スープラトウス・スプラトウス、サルディーナ・ピルカルドウス及びサルディーノプス属又はサルディーナ・ピルカルドウス属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、べる（マラストレリギルス属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トルクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラシクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）、まながつお（バムブス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカルテルス属のもの）、からふとしやも（マルロトウス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディーナ・ピルカルドウス及びサルディーノプス属又はサルディーナ・ピルカルドウス属のもの）

一 サルディーノプス属のもの

二 その他のもの

さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）
まあじ（トルクルス属のもの）
すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）
めかじき（クスィフィアス・グラディウス）
その他もの

一 かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）
二 その他のもの

さいうお科、あしながら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）

— ○ % 五 ○ % 五 五 ○ % 五 ○ % 五 ○ %

○三〇三・六四	ハドック (メラノグラムス・アイグレフィヌス)
○三〇三・六五	コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)
○三〇三・六六	ハイク (メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)
○三〇三・六七	一 メルルシウス属のもの
○三〇三・六八	二 ウロフュキス属のもの
○三〇三・六九	すけそだら (テラグラ・カルコグラム)
○三〇三・七〇	ブルーホワイティング (ミクロメシスティウス・ポウタソウ及びミクロメシスティウス・アウストラリス)
○三〇三・七一	その他のもの
○三〇三・七二	一 たら (ガドウス属又はテラグラ属のもの)
○三〇三・七三	二 その他のもの
○三〇三・七四	その他の魚 (第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く)
○三〇三・七五	さめ (ディソステイクス属のもの)
○三〇三・七六	えい (がんぎえい科のもの)
○三〇三・七七	サービス (ディケントラルクス属のもの)
○三〇三・七八	その他のもの
○三〇三・七八	一 にしん (クルペア属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの) 及びうるめいわし (エトルメウス属のもの)
○三〇三・七八	二 バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ (ゲニユープテルス属のもの) 及びたい (たい科のもの)
○三〇三・七八	三 その他のもの
○三〇三・七八	魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮遊その他の食用の魚のくず肉
○三〇三・七八	肝臓、卵及びしらこ
○三〇三・七八	一 にしん (クルペア属のもの) の卵
○三〇三・七八	二 たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) の卵
○三〇三・七八	三 その他のもの
○三〇三・九一	ふかひれ
○三〇三・九二	一 内臓
○三〇三・九三	二 その他のもの
○三〇三・九四	(一) にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、さめ (がんぎえい科のもの)

無税	五%	一〇%	六%	三・五%	一〇%	五%	一〇%	五%	一〇%	五%	五%
----	----	-----	----	------	-----	----	-----	----	-----	----	----

別表第〇三・〇四項中

五% を に、 ○三〇四・四六	シウス属、シ リヌス・カル ミユロファ ヌス属のも の) 又 に限る。	魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシリルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (キュブリオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、リュンゴドン・ピケウス及びヒュボフタルミクテュス属又はキリルス・ハセルティ、レプトバルバス・ホイヴェニ及びキュブリヌス属、ス属、ヒュボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブモの)、うなぎ (アンギルラ属のもの)、ナイルパーク (ラテス・ニロティはらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (生鮮のもの及び冷蔵したもの限り)。
五% を に、 ○三〇四・四七	に、 ○三〇四・四六	めろ (ディソステイクス属のもの)
五% を に、 ○三〇四・四八	めろ (ディソステイクス属のもの)	めろ (ディソステイクス属のもの)
五% を に、 ○三〇四・五一	えい (がんぎえい科のもの)	えい (がんぎえい科のもの)
五% を に、 ○三〇四・五二	ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なま シウス属、シルルス属、クラリアス属又はイク テノファリュンゴドン・イデル ルス属、カラシウス、クテノファリュンゴドン・カ ラシウス、クテノファリュンゴドン・ピケウス及びヒュ ボフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの)、うなぎ (アン ギルラ属のもの)、ナイルパーク (ラテス・ニロティ はらいぎよ (カンナ属のもの))	リオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、 いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又は エングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属 又はデカブテルス属のもの) 及びさんま (コロラ ビス属のもの)

(二) その他のもの
リオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、
いわし (エトルメウス属、サルディノプス属又は
エングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属
又はデカブテルス属のもの) 及びさんま (コロラ
ビス属のもの)
五%
一〇%

ず(パンガ

タルルス属

ラシウス・

ルス、ミユ

ルミクテュ

グイルラ属

ス)及びラ

ティラピア(オレオクロミス属のもの)、

ウス属、シルルス属、クラリアス属又はイ

の)、こい(クテノファリュンゴドン・イ

ファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カ

ルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイ

リヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミ

リヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属の

ングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラ

ス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)

に次の二号を加える。

○三〇四・八八

さめ及びえい(がんぎえい科のもの)

別表第○三〇四・九三号中「キユプリヌス・カルピオ、カラシウス・カ

ラシウス」を削り、「及びヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属」を「、カトラ・カトラ、オ

ビヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属」を「、カトラ・カトラ、オ

ステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴエニ及びキユプリヌス属、カラシウス属、ヒュ

ポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属」に改め、同表第○三〇四・九五号の次に次の二

号を加える。

○三〇四・九六

えい(がんぎえい科のもの)

さめ

さめ及びえい(がんぎえい科のもの)

さめ

○三〇四・五一

テイラピア(オレオクロミス属のもの)、

ウス属、シルルス属、クラリアス属又はイ

の)、こい(クテノファリュンゴドン・イ

ファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カ

ルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイ

リヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミ

リヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属の

ングイルラ属のもの)、ナイルパーク(ラ

ス)及びらいぎよ(カンナ属のもの)

五%

を

一五%

を

五%

を

ス・サイラ)、むるあじ(デカブテルス属のもの)、からぶ

としやも(マルロトウス・ヴィルロスス)、めかじき(ケ
スイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・ア
フィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(ま
かじき科のもの)

別表第〇三〇五・五九号中】

二 その他のもの

(一) にしん(タルペア属のもの)、ぶり
(セリオーラ属のもの)、さば(スコ
ムベル属のもの)及びうめいわし

(エトルメウス属のもの)

一〇・五%

に改め、同表第〇三〇五・六四

一五%】を

号中「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及びヒュボフタルミクテュス属又はキルリヌス属」を「、カトラ・カトラ、オスステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴエニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属」に改め、同表第〇三〇五・七二号及び第〇三〇五・七九号を次のように改める。

○三〇五・七二 魚の頭、尾及び浮袋

無税

(一) 浮袋
(二) その他もの
(三) くん製したもの

(一) 乾燥したもの

(二) その他もの
(三) くん製したもの

(一) 乾燥したもの

(二) さけ科のもの
(三) 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの

○三〇五・七九

内臓

(一) その他もの
(二) くん製したもの

(一) 乾燥したもの

(二) さけ科のもの
(三) その他もの

(一) 塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの

(二) さけ科のもの
(三) その他もの

その他もの

一五%

別表第〇三・〇六項及び第〇三・〇七項を次のように改める。

〇三・〇六

甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの、冷凍し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)、蒸氣又は水煮塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る)。

冷凍したもの

いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)

ロブスター(ホマルス属のもの)

ノルウェーロブスター(ネフロブス・ノルヴェギクス)

コレドウォーターシュリンプ及びコレルドウォータープ

ローン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)

その他のシユリングループ及びプローン

その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る)を含む)

一 えび

二 その他のもの

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)

ロブスター(ホマルス属のもの)

ノルウェーロブスター(ネフロブス・ノルヴェギクス)

コレドウォーターシュリンプ及びコレルドウォータープ

ローン(クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの)

その他のシユリングループ及びプローン

その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る)を含む)

一 えび

二 その他のもの

その他もの

一〇%

四%

四%

四%

一〇%

四%

四%

一〇%

四%

六%

四%

四%

一六〇五・五五	たこ	一くん製したもの
一六〇五・五六	二	二その他のもの
一六〇五・五七	一四%	並びに甘草
一六〇五・五八	一〇%	除虫菊
一六〇五・五九	三%	(一) 生鮮のもの及び乾燥したもの
一六〇五・五六	六・七%	(二) その他のもの
一六〇五・五六	九・六%	三 大麻草
一六〇五・五六	六・七%	四 その他のもの
一六〇五・五六	九・六%	(一) 茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品(乾燥したものに限るものとし、粉状にしたものを除く。)
一六〇五・五六	六・七%	(二) その他のもの
一六〇五・五六	九・六%	(一) びやくだん
一六〇五・五六	六・七%	B はとむぎ
一六〇五・五六	九・六%	C その他のもの
一六〇五・五六	六・七%	別表第一三〇一・一三号の次に次の一号を加える。
一六〇四・一八	ふかひれ	
一六〇四・一八	一〇%	麻黄のもの
一六〇四・一八	無税	一 アルコール分が五〇%以上のもの
一六〇四・一八	二・五%	二 その他のもの
一六〇四・一八	三%	別表第一六類の号注1中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改める。
一六〇四・一八	一〇%	別表第一六類の備考1中「第一六〇五・五九号又は」及び「いか」、を削り、「号注2」を「」
一六〇四・一八	無税	の類の号注2に改め、「第一六〇五・五四号に属するいか以外のもの」を削る。
一六〇四・一八	二・五%	別表第一六〇四・一七号の次に次の一号を加える。
一六〇五・五二	九・六%	かき
一六〇五・五二	九・六%	一くん製したもの
一六〇五・五二	六・七%	二 その他のもの
一六〇五・五二	六・七%	スキャロップ(いたや貝を含む。)
一六〇五・五二	六・六%	一くん製したもの
一六〇五・五二	六・六%	二 その他のもの
一六〇五・五三	九・六%	い貝
一六〇五・五三	九・六%	一くん製したもの
一六〇五・五三	六・七%	二 その他のもの
一六〇五・五四	六・七%	いか
一六〇五・五四	六・七%	くん製したもの
一六〇五・五四	六・七%	二 その他のもの
一六〇五・五五	九・六%	その他のもの
一六〇五・五六	六・七%	別表第一六〇五・六一號から第一六〇五・六九號までを次のように改める。
一六〇五・五六	六・七%	なまこ
一六〇五・五六	九・六%	一くん製したもの
一六〇五・五六	九・六%	二 その他のもの
一六〇五・六一	六・七%	うに
一六〇五・六一	六・七%	一くん製したもの
一六〇五・六一	九・六%	二 その他のもの
一六〇五・六二	六・七%	くらげ
一六〇五・六二	六・七%	一くん製したもの
一六〇五・六二	六・七%	二 その他のもの
一六〇五・六三	六・七%	その他のもの
一六〇五・六三	六・七%	一くん製したもの
一六〇五・六三	六・七%	二 その他のもの
一六〇五・六九	六・七%	うに
一六〇五・六九	六・七%	一くん製したもの
一六〇五・六九	九・六%	二 その他のもの
一六〇五・六九	九・六%	その他のもの
一六〇五・六九	九・六%	一くん製したもの
一六〇五・六九	九・六%	二 その他のもの
一六〇五・六九	九・六%	うに
一六〇五・六九	九・六%	くらげ
一六〇五・六九	九・六%	その他のもの
一六〇五・六九	九・六%	一くん製したもの
一六〇五・六九	九・六%	二 その他のもの
一六〇五・六九	九・六%	うに
一六〇五・六九	九・六%	くらげ
一六〇五・六九	九・六%	その他のもの

別表第三〇・〇一項中

三〇〇一一・一〇 免疫血清その他の血液分画物及び免

疫產品（変性したものであるかない

か又は生物工学的方法により得たも

のであるかないかを問わない。）

免疫血清その他の血液分画物及び免
疫產品（変性したものであるかない
か又は生物工学的方法により得たも
のであるかないかを問わない。）

マラリア診断試験キット

免疫血清その他の血液分画物

免疫產品（混合してないもので、
投与量にしてなく、かつ、小売用
の形狀又は包装にしてないものに
限る。）

免疫產品（混合したもので、投与
量にしてなく、かつ、小売用の形
狀又は包装にしてないものに限
る。）

免疫產品（投与量にしたもの又は
小売用の形狀若しくは包装にした
ものに限る。）

免疫產品（投与量にしたもの又は
小売用の形狀若しくは包装にした
ものに限る。）

免疫產品（投与量にしてなく、かつ、
小売用の形狀又は包装にしてない
ものに限る。）

無税

を

三〇〇三・四一

三〇〇三・四二

三〇〇三・四三

三〇〇三・四九

三〇〇三・九〇

三〇〇四・四〇

三〇〇四・一〇

エフエドリン又はその塩を含有するもの
のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの
を含む。）又は小売用の形狀若しくは包装にしたものに限るもの
とし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の
物品を除く。）

ノルエフエドリン又はその塩を含有するもの
のものに限る。）

その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有
するものに限る。）

その他のもの

医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防
用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたもの
を含む。）又は小売用の形狀若しくは包装にしたものに限るもの
とし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の
物品を除く。）

ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有する
ものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を
含有するもの

その他のもの（抗生素を含有するものに限る。）

その他のもの（第二十九・三七項のホルモンその他の物質を含
有するものに限る。）

コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造
類似物を含有するもの

その他のもの

インスリンを含有するもの

その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するもの
に限る。）

エフェドリン又はその塩を含有するもの

ブソイドエフエドリン（INN）又はその塩を含有するもの
ノルエフエドリン又はその塩を含有するもの

その他のもの

その他のもの（第二十九・三六項のビタミンその他の物質を含
有するものに限る。）

その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有
するものに限る。）

その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有
するものに限る。）

過りん酸石灰及び重過りん酸石灰

五酸化一りん（P₂O₅）の含有量
が全重量の三五%以上のもの

その他のもの

無税

別表第三七・〇五項を次のように改める。

別表第三七・〇五項を次のように改める。

三七・〇五

三七〇五・〇〇 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したもの）に限るものとし、映画用フィルムを除く。)

無税

別表第三八類の号注₁中「第三八〇八・五〇号には、次の物品」を「第三八〇八・五二号及び第三八〇八・五九号には、次の物品の一以上」に、「アルドリン（ISO）」を「アラクロール（ISO）」、「アルジカルブ（ISO）」アルドリン（ISO）、「アジンホスメチル（ISO）」に、「一臭化エチレン（ISO）」を「エンドスルファン（ISO）」、「ペントアクリロフェノール（ISO）」並びにその塩及びエステル」を「ペントアクリロモジフェニルエーテル及びオクタフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタフルオリド」に、「第三八〇八・五〇号には、ベノミル（ISO）」を「第三八〇八・五九号には、ベノミル（ISO）」に改め、同号注中2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第三八〇八・六一號から第三八〇八・六九號までには、アルファーサイペルメトリン（ISO）、ベンジオカルブ（ISO）、ビフェントリリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、シフルトリノ（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、エトフェンプロックス（INN）、フェニトロチオン（ISO）、ラムダーシハロトリノ（ISO）、マラチオン（ISO）、ペリミホスメチル（ISO）又はプロポキスル（ISO）を含有する第三八〇八項の物品のみを含む。

3 第三八二四・八一號から第三八二四・八八號までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。

オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、トリス（二・三ジブロモプロピル）ホスフェート、アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、一・一・一トリクロロ一・二・二ビズ（バラークロロフェニル）エタン）、デイルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、ペントアクリロベンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル

別表第三八〇八・〇八項中「しん」を「芯」に、「三八〇八・五〇」この類の号注₁の物品

」

三八〇八・五二

この類の号注₁の物品

三八〇八・五〇

この類の号注₁の物品

DDT（ISO）（クロフェノタ

ン（INN））を含有するもの（正

2

別表第三八・一二項中

味重重量が三〇〇グラム以下の包 装にしたものに限る。)	四・九%
その他のもの	四・九%
この類の号注2の物品	四・九%
正味重量が三〇〇グラム以下の包 装にしたもの	四・九%
七・五キログラム以下の包装に したもの	四・九%
その他のもの	四・九%
ゴム用又はプラスチック用の調製し た老化防止剤その他の複合した安定 剤	四・九%
一 ゴム老化防止剤	四・九%
二 その他のもの	四・九%
三・八二・三〇	四・九%
八〇八・六一	四・九%
八〇八・六九	四・九%
八〇八・六九	四・九%
三・八二・三〇	四・九%
一 ゴム老化防止剤	四・九%
二 その他のもの	四・九%
三・八二・三〇	四・九%
八〇八・六一	四・九%
八〇八・六九	四・九%
八〇八・六九	四・九%
三・八二・三〇	四・九%

に改める。

別表第三八・一二四項中

剤	ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤	
二・二・四	トリフォルメチル	一・一・
二・二・ジヒドロキノリン	(T M Q)	二・二・ジヒドロキノリン
のオリゴマーの混合物		のオリゴマーの混合物
一	ゴム老化防止剤	一
二	その他のもの	二
その他のもの		その他のもの
一	ゴム老化防止剤	一
二	その他のもの	二
オキシララン(エチレンオキシド)、ポリ臭化ビフェニル(P B B)、ポリ塩化ビフェニル(P C B)、ポリ塩化テルフエニル(P C T)又はトリス(二・三・ジプロモプロピル)ホスフェートを含有する混合物及び		
を		
この類の号注3の物品		
に改める。		
	五・三%	五・三%
	三・八%	三・八%

別表第三八〇八項中「しん」を「芯」に、
三八〇八・五〇
この類の号注¹の物品

この類の号注¹の物品
DDT (ISO) (クロフェノタ
ン (INN)) を含有するもの (正)

四〇一一・九三	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートル以下のもの
四〇一一・九四	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートルを超えるもの
四〇一一・九九	その他のもの
四〇一一・七〇	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの
四〇一一・八〇	建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの
四〇一一・九〇	その他のもの
四〇一一・七〇	別表第四四類の注一(g)中「並びに鉛筆」を「、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する形状に凝結させたもの」に改める。
四〇一一・八〇	別表第四四類の注一(g)中「並びに鉛筆」を「、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する形状に凝結させたもの」に改める。
四〇一一・九〇	別表第四四類の号注2を削る。
四四〇一	のこくす及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
四四〇一・一二	薪材
四四〇一・一二	針葉樹のもの
四四〇一・一二	針葉樹以外のもの
四四〇一・一二	チップ状又は小片状の木材
四四〇一・一二	針葉樹のもの
四四〇一・一二	針葉樹以外のもの
四四〇一・三一	のこくす及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）
四四〇一・三九	木質ペレット
四四〇一・四〇	のこくす及び木くず（凝結させたものを除く。）
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは邊材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）、ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの、針葉樹のもの
四四〇三・一	針葉樹以外のもの
四四〇三・一二	その他のもの（針葉樹のものに限る。）

四四〇三・一一一	松（マツ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）
四四〇三・一一二	もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）
四四〇三・一二一	松（マツ属のもの）のその他のもの
四四〇三・一二二	その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）
四四〇三・一二三	ダーケレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ
四四〇三・一二四	その他のもの
四四〇三・一二五	その他のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上に限る。）
四四〇三・一二六	その他のもの
四四〇三・一二七	その他のもの
四四〇三・一二八	オーネ（コナラ属のもの）のもの
四四〇三・一二九	ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）
四四〇三・一二一〇	ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの
四四〇三・一二一	かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が一五センチメートル以上のものに限る。）
四四〇三・一二二	かば（カバノキ属のもの）のその他のもの
四四〇三・一二三	ボプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの
四四〇三・一二四	ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの
四四〇三・一二五	その他のもの
四四〇三・一二六	一 桐（きり）のもの（粗く角にし又は太鼓落としたものを除く。）
四四〇三・一二七	二 その他のもの
四四〇三・一二八	染み込ませてないものの
四四〇三・一二九	木製の鉄道用又は軌道用の枕木
四四〇三・一二一〇	別表第四四・〇六項及び第四四・〇七項を次のように改める。
四四〇六・一二一	その他のもの
四四〇六・一二二	針葉樹以外のもの
四四〇六・一二三	針葉樹のもの
四四〇六・一二四	針葉樹のもの
四四〇六・一二五	針葉樹以外のもの
四四〇六・一二六	針葉樹のもの
四四〇六・一二七	その他のもの

四四〇七・一 針葉樹のもの	松 (マツ属のもの) のもの
四四〇七・一二 木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが一六〇ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)	一 厚さが一六〇ミリメートル以下のもの (一) かんながけし又はやすりがけしたもの (二) その他のもの
四四〇七・一九 もみ(モミ属のもの) 又はどうび(トウヒ属のもの) のもの	二 その他のもの
四四〇七・一九 その他のもの	一 厚さが一六〇ミリメートル以下もの (カリフォルニアアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー、パシフィックシルバーファー又はシトカスブルースのものを除く。) (一) かんながけし又はやすりがけしたもの (二) その他のもの
四四〇七・一二 熱帯産木材のもの	二 その他のもの
四四〇七・一二 マホガニー(スウェイエティニア属のもの)	一 カラマツ属のもの (厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。) (一) かんながけし又はやすりがけしたもの (二) その他のもの
四四〇七・一三 バイロラ、インブイア及びバルサ	二 その他のもの
四四〇七・一五 ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	一 その他のもの
四四〇七・二六 ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン	二 その他のもの
四四〇七・二七 サベリ	一 ふたばがき科のもの
四四〇七・二八 イロコ	二 その他のもの
四四〇七・二九 その他もの	一 その他もの
四四〇七・二九 その他もの	二 その他もの
四四〇七・九 オータ(コナラ属のもの) のもの	一 その他もの

くだん(しま)くだんを除く。のもの

四・六%

(2) その他のもの

五・八%

別表第四八類の注⁴中「とは」を「には」に、「をいう」を「のうち、(a)幅が二八センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び(b)折り畳んでない状態において一边の長さが二八センチメートルを超えるもののみを含む」に改め、同注⁸中「第四八・〇一項及び」を削る。

別表第五四・〇二項中「強力糸(ナイロンその他ポリアミドのものに限る)の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇一・二〇号中「限る」の下に「ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない」を加え、同表第五四〇一・五三号の次に次の一号を加える。

別表第六〇類に号注として次のように加える。
1 第六〇〇五・三五号には、ポリエチレンの単纖維又はポリエステルのマルチフィラメントの編物で、重量が一平方メートルにつき三〇グラム以上五五グラム以下、網目が一平方センチメートルにつき二〇穴以上二〇〇穴以下であり、アルファーサペルメトリン(ISO)、クロルフェナビル(ISO)、デルタメトリン(INN, ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、ペルメトリン(ISO)、ペルミホスマチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したものを含む。

くだん(しま)くだんを除く。のもの	四・六%
(2) その他のもの	五・八%
一 紡の重量が全重量の一〇%を超えるもの	六%
二 その他のもの	八%
(1) 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	四・八%
(2) その他のもの	六〇〇五・三七
五四〇一・六三 一 ポリプロピレンのもの	六〇〇五・三八
二 他のもの	六〇〇五・三九
(1) 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの	六〇〇五・三九
(2) その他のもの	六〇〇五・三九
別表第五五・〇二項を次のように改める。	六〇〇五・三九
五五・〇一 一 再生纖維又は半合成纖維の長纖維のトウ 五五・〇一 一 アセテートのもの	六〇〇五・三九
五五・〇一・九〇 一 その他のもの	六〇〇五・三九
別表第五五・〇六・三〇号の次に次の一号を加える。	六〇〇五・三九
五五・〇六・四〇 一 ポリプロピレンのもの	六〇〇五・三九
二 その他のもの	六〇〇五・三九
別表第五五・〇二項を次のように改める。	六〇〇五・三九
五五・〇二 一 合成纖維又はこれとアセテート纖維を合わせたものの重量が全重量の五〇%を超えるもの	六〇〇五・三九
五五・〇一・九〇 一 その他のもの	六〇〇五・三九
別表第五五・〇六・三〇号の次に次の一号を加える。	六〇〇五・三九
五五・〇六・四〇 一 ポリプロピレンのもの	六〇〇五・三九
二 その他のもの	六〇〇五・三九
別表第五六・〇一項中「その他のウォッディング製品及びウォッディング」を「紡織用纖維のウォッディング及びその製品」に改める。	六〇〇五・三九
別表第五七〇四・一〇号の次に次の一号を加える。	六〇〇五・三九
五七〇四・一〇 一 タイル(表面積が〇・三平方メートルを超える二平方メートル以下のものに限る)	六〇〇五・三九
九%	九・一%

別表第六〇・〇五項中 六〇〇五・三三 一 漂白してないもの及び漂白したもの	九・六%
二 漂白したものの 異なる色の糸から成るもの	九・六%
三 なせんしたもの	九・六%
四 この類の号注1の編物	九・六%
五 六〇〇五・三五 一 他のもの(漂白してないもの)	九・六%
六 六〇〇五・三六 一 他のもの(漂白したものに限る)	九・六%
七 六〇〇五・三七 一 他のもの(浸染したものに限る)	九・六%
八 六〇〇五・三八 一 他のもの(異なる色の糸から成るものに限る)	九・六%
九 六〇〇五・三九 一 他のもの(なせんしたものに限る)	九・六%
十 別表第六三類に号注として次のように加える。 号注 1 第六三〇四・一〇号には、アルファーサペルメトリン(ISO)、クロルフェナビル(ISO)、デルタメトリン(INN, ISO)、ラムダーシハロトリン(ISO)、ペルメトリン(ISO)又はピリミホスマチル(ISO)を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。	九・六%
十一 别表第六三〇四・一九号の次に次の一号を加える。	九・六%
一二 六三〇四・一〇 一 蚊帳(この類の号注1の物品に限る)	九・一%
二 その他のもの	九・一%
別表第六八類の注 ¹ (b)中「及び」を「に改め、「石盤」)の下に「及び第九六・一〇項の物品(一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品)」を加える。	九・一%
別表第六九・〇七項を次のように改める。	九・一%
一 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキユーブその他これらに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない)並びに仕上げ用の陶磁製品	九・一%
二 舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(第六九〇七・三〇号又は第六九〇七・四〇号のものを除く。)	九・一%

六九〇七・二二	吸水率が全重量の〇・五%以下のもの	一・七%
六九〇七・二三	吸水率が全重量の〇・五%を超えるもの	一・七%
六九〇七・三〇	モザイクキューブその他これに類する物品（第六九〇七・四〇号のものを除く。）	一・七%
六九〇七・四〇	仕上げ用の陶磁製品	一・七%
別表第六九・〇八項を削る。		
別表第一五部の注1(a)中「ペン先」の下に「一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を 「第二八・五三項」に改める。		
別表第八二類の注1中「可搬式かじ炉」を「可搬式鍛冶炉」に改める。		
別表第八一・〇五項中「加工機械」の下に「又はウォーター・ジェット切断機械」を加え、「可搬式かじ炉」を「可搬式鍛冶炉」に改める。		
別表第八三・〇八項中「履物」を「又は衣類附属品、履物、身辺用細貨類、腕時計、書籍」に、 「ハンドバッグ、旅行用具」を「革製品、旅行用具、馬具」に、「あたまたリベット」を「二股リベット」に改め、同表第八三〇八・二〇号中「ふたまたリベット」を「二股リベット」に改める。		
別表第一六部の注1(g)中「〇」の下に「及び第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を加える。		
別表第八四類の注1中(e)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。		
(g) 第一七部の物品用のラジエーター		
別表第八四類の注2(e)中「機械類」を「機器（理化学用のものを含む。）」に改め、同注9(A)中「第八五類の注8(a)及び8(b)」を「第八五類の注9(a)及び9(b)」に改め、同注9(A)ただし書中「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。		
別表第八四類の号注中2を4とし、1を2とし、2の次に次のように加える。		
3 第八四八・二〇号において「油圧伝動装置又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が 加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第八四・八一項の他のいかなる号にも優先する。		
別表第八四類の号注に1として次のように加える。		
1 第八四六五・二〇号において「マニピュレーター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、 硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従つてマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により一以上の加工機能を有する機械をいう。		
別表第八四一五・一〇号中「又は壁に取り付ける」を「壁、天井又は床に取り付けるように設計した」に改める。		
別表第八四・二四項中「充てん」を「充填」に、		
八四二四・八一	その他の機器	
農業用又は園芸用の		

別表第八四・三三項中	農業用又は園芸用の噴霧器	無税
八四三一・三〇	播種機、植付け機及び移植機	無税
八四三一・四〇	肥料散布機	無税
八四三一・四一	堆肥散布機	無税
八四三一・四二	施肥機	無税
八四三一・三九	その他のもの	無税
八四三一・三一	播種機、植付け機及び移植機	無税
八四三一・三〇	肥料散布機	無税
八四三一・四一	堆肥散布機	無税
八四三一・四二	施肥機	無税
別表第八四・四二項中「加工機械」を「機械」に改める。		
別表第八四・五六項中	農業用又は園芸用のもの	無税
八四五六・一〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・一一	レーザーによるもの	無税
八四五六・一二	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・一	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・二	その他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・四〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
八四五六・五〇	レーザーその他の光子ビームによるもの	無税
別表第八四・五九項中	農業用又は園芸用のもの	無税
八四五九・四一	その他の中ぐり盤	無税
八四五九・四九	数値制御式のもの	無税
八四五九・四九	その他のもの	無税
膝形フライス盤	平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	無税
八四六〇・一	ひざ形フライス盤	無税
八四六〇・一九	その他の研削盤	無税
別表第八四・六〇項中	その他のもの	無税
八四六〇・一九	数値制御式のもの	無税
八四六〇・一九	その他の研削盤（軸の位置決めが	無税

○・〇一ミリメートル以内の精度で
できるものに限る。」
磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象
に関連する。

平面研削盤	八四六〇・一二	数値制御式のもの
その他の研削盤	八四六〇・一九	

芯無し研削盤（数値制御式のものに限る）	八四六〇・一二	無税
その他の研削盤	八四六〇・一三	
芯無し研削盤（数値制御式のものに限る）	八四六〇・一三	無税
その他のもの（数値制御式のものに限る）	八四六〇・一四	無税

別表第八四六五・一〇号の次に次の一号を加える。

マシンニングセンター

別表第八四六五・六六項中「加工機械」を「機械」に改める。

別表第八四六六項中「加工機械」を「機械」に改める。

生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、イクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。

(b) 「シリコンベースアクリチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。

(c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面上に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

(d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。

別表第八五類の注8中「この注8」を「この注9」に改め、同注8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第八五・〇七項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

別表第八五類の注8中「この注8」を「この注9」に改め、同注8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。

別表第八五・二八項中

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

その他のもの

その他のモニター

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

その他のもの

その他のモニター

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

その他のもの

その他のモニター

第八四・七一項の自動データ処理

システムに専ら又は主として使用する種類のもの

その他のもの

その他のモニター

第八四・七一項の自動データ処理

機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう

に設計されたもの

無税

八五二一・八・四九	その他のもの	
八五二一・八・五九	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	無税
八五二一・六二	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの	無税
八五二一・二〇号中「液晶ディバイス」の下に「(LCD)」を、「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。	別表第八五三一・二〇号中「液晶ディバイス」の下に「(LCD)」を、「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。	無税
八五三九・五〇	別表第八五・三九項中「並びにアーチ灯」を、「アーチ灯並びに発光ダイオード(LED)ランプ」に改め、同表第八五三九・四九号の次に次の一号を加える。	無税
八五三九・五〇	別表第八五・四一項中「発光ダイオード」の下に「(LED)」を加える。	無税
八七〇一・一〇	別表第一七部の注2(e)中「部分品」の下に「(この部の物品用のラジエーターを除く。)」を加える。	無税
八七〇一・二〇	別表第八七・〇一項を次のように改める。	無税
八七〇一・三〇	トランクター(第八七・〇九項のトランクターを除く。)	無税
八七〇一・一〇	一軸トランクター	無税
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トランクター	無税
八七〇一・三〇	無限軌道式トランクター	無税
八七〇一・九一	その他のもの	無税
八七〇一・九二	エンジン出力が一八キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九三	エンジン出力が三七キロワットを超えるもの	無税
八七〇一・九四	エンジン出力が七五キロワットを超えるもの	無税
八七〇一・九五	エンジン出力が一三〇キロワット以下のもの	無税
八七〇二・二〇	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇二・二〇	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇三・四〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機のみを搭載したものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	無税
八七〇三・五〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。)	無税
八七〇三・六〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(往復動機関に限る。)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	無税
八七〇三・七〇	その他の車両(駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。)	無税
八七〇三・八〇	その他の車両(駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。)	無税
八七〇三・七〇	別表第八七一・五〇号の次に次の一号を加える。	無税
八七一・六〇	別表第九〇類の注1(g)中「加工機械」の下に「又はウォータージェット切断機械」を加え、「しん出し望遠鏡」を「芯出し望遠鏡」に改め、同注1中(h)を(i)とし、(l)を(j)とし、(k)の次に次のように加える。	無税
(1) 第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品	別表第九六・二〇項の「(1) 第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品」を削る。	無税
九六・二〇項参照	別表第九四類の注1に次のように加える。	無税
(m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二〇項参照)	別表第九九〇〇六・一〇号を削る。	無税
別表第九二類の注1(d)中「参照」の下に「及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二〇項参照)」を加える。	別表第九九二類の注1(d)中「参照」の下に「及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二〇項参照)」を加える。	無税
九四〇一・五二	別表第九四〇一・五二号を削り、同表第九四〇一・五九号の前に次の二号を加える。	無税
九四〇一・五三	竹製のもの	無税
九四〇一・五三	とう製のもの	無税

別表第九四〇三・八一号を削り、同表第九四〇三・八九号の前に次の二号を加える。

九四〇三・八二 竹製のもの

九四〇三・八三 とう製のもの

九四〇三・八四・〇六項を次のように改める。

九四〇六・一〇 プレハブ建築物

九四〇六・一〇 木製のもの

九四〇六・九〇 その他のもの

九四〇六・九〇 その他のもの

別表第九五類の注1(e)中「運動用又は」を「運動用衣類及び特殊衣類(肘、膝又はそくい部にパッド又は詰物等の細かな保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フエンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージー)並びに第六一類又は第六二類の紡織用繊維製の」に改め、同注1中(v)を(w)とし、(w)を(y)とし、(t)の次に次のように加える。

(u) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(第九六・二〇項参照)

別表第九六・一九項の次に次の二項を加える。

九六・二〇 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

九六・二〇・〇〇 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

九六・二〇・〇〇 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

別表第一第一号中「第二二〇四・二一号、第二二〇四・二九号」を「から第二二〇四・二九号まで」に改める。

別表第二第四号中「第四四二一・九〇号の一」を「第四四二一・九一号の一」に改める。

(関税法の一部改正)

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の二」を「第六条の三」に、「第二節 提出書類及び検査手続(第六十八条・第六十九条)」を「第二節の二 輸入申告の特例(第六十七条の十九)」に、「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める。

別表第二第四号中「第四四二一・九〇号の一」を「第四四二一・九一号の一」に改める。

(関税法の一部改正)

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「第二二〇四・二一号、第二二〇四・二九号」を「から第二二〇四・二九号まで」に改める。

別表第二第四号中「第四四二一・九〇号の一」を「第四四二一・九一号の一」に改める。

(郵送等に係る申告書等の提出時期)

第六条の三 国税通則法第二十二条(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)の規定は、次第一項、第七条の十四第一項(修正申告)、第七条の十五第一項(更正の請求)、第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)又は第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規

定による申告、請求又は申請に係る書面(当該書面に添付すべき書類及び該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む)その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義))に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第一項に規定する信書便をいする。)により提出された場合について準用する。

第七条の二第一項中「第六十三条の七第一項第三号」に改める。

第二章第一節中第六条の二の次に次の二条を加える。

(郵送等に係る申告書等の提出時期)

第六条の三 国税通則法第二十二条(郵送等に係る納税申告書等の提出時期)の規定は、次第一項、第七条の十四第一項(修正申告)、第七条の十五第一項(更正の請求)、第九条の二第一項から第三項まで(納期限の延長)又は第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規

定による申告、請求又は申請に係る書面(当該書面に添付すべき書類及び該書面の提出に関連して提出するものとされている書類を含む)その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項(定義))に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第一項に規定する信書便をいする。

一 例による国税徴収法第一百五十五条第一項(滞納処分の停止の要件等)の規定による

第七条の二第一項中「第六十三条の七第一項

第二号イ」を「第六十三条の七第一項第三号イ」に改め、同条第一項中「特例申告貨物の輸入地を所轄する」を「許可をした」に改める。

第九条第三項中「第十二条の四第一項」の下に「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る)」を加え、「規定により課される」を「若しくは第三項(同条第二項の重加算税に係る部分に限る)」に改める。

第九条の二第二項中「その輸入の予定地を所轄する」を「当該貨物に係る第七条第一項の規定による申告をする」に、「特定月において輸入しようとする貨物」を「当該貨物」に改める。

第十一条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「された修正申告」の下に「(次項において「特定修正申告」という)」を、「関税に係る更正」の下に「(同項において「特定更正」という)」を加え、同項各号中「とき」を「とき」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その関税に係る延滞税については、当該各号に定める金額を免除する。ただし、第一号に掲げる場合において、前条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(以下この項及び次項において「例による国税徴収法」という)第一百五十四条第一項(滞納処分の停止の取消し)又は第一百五十二条第三項若しくは第四項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)において準用する国税通則法第四十九条第一項(納税の猶予の取消し)の規定による取消しの基因となるべき事実が生じたときは、その後じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税関長は、その免除をしないことができる。

8 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税関長は、その関税に係る延滞税につき、当該各号に定める金額を限度として、免除することができます。

一 例による国税徴収法第一百五十五条第一項(滞納処分の停止の要件等)の規定による

第七条の二第一項中「第六十三条の七第一項第一号又は第二号の規定による免除に係

第二号イ」を「第六十三条の七第一項第三号イ」に改め、同条第一項中「特例申告貨物の輸入地を所轄する」を「許可をした」に改める。

第九条第三項中「第十二条の四第一項」の下に「若しくは第三項(同条第一項の重加算税に係る部分に限る)」を加え、「規定により課される」を「若しくは第三項(同条第二項の重加算税に係る部分に限る)」に改める。

第九条の二第二項中「その輸入の予定地を所轄する」を「当該貨物に係る第七条第一項の規定による申告をする」に、「特定月において輸入しようとする貨物」を「当該貨物」に改める。

第十一条第八項及び第九項を削り、同条第七項中「された修正申告」の下に「(次項において「特定修正申告」という)」を、「関税に係る更正」の下に「(同項において「特定更正」という)」を加え、同項各号中「とき」を「とき」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その関税に係る延滞税については、当該各号に定める金額を免除する。ただし、第一号に掲げる場合において、前条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(以下この項及び次項において「例による国税徴収法」という)第一百五十四条第一項(滞納処分の停止の取消し)又は第一百五十二条第三項若しくは第四項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)において準用する国税通則法第四十九条第一項(納税の猶予の取消し)の規定による取消しの基因となるべき事実が生じたときは、その後じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税関長は、その免除をしないことができる。

8 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、税関長は、その関税に係る延滞税につき、当該各号に定める金額を限度として、免除することができます。

一 例による国税徴収法第一百五十五条第一項(滞納処分の停止の要件等)の規定による

第七条の二第一項中「第六十三条の七第一項第一号又は第二号の規定による免除に係

る部分を除く。以下この号において同じ。)

につき、猶予をした期間（当該関税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。）に

対応する部分の金額でその納付が困難と認められる金額。

イ 納税義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した関税以外の公課又は債務について輕減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その輕減又は免除がされたとき。

ロ 納税義務者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

二 税関長が国税徴収の例により滞納に係る関税の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合 その差押え又は担保の提供に係る関税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち当該関税の納定期限の翌日から二月を経過する日後の期間（前項各号又は前号の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額。

三 次のイからハまでのいずれかに該当する場合 当該イからハまでに規定する関税に係る延滞税（第六項、前項各号又は前二号の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該イからハまでに定める金額

イ 例による国税徴収法に規定する交付要求により交付を受けた金額を当該交付要求に係る関税に充てた場合 当該交付要求を受けた例による国税徴収法第一條第

十三号（定義）に規定する執行機関が強制換価手続において当該金額を受領した日の翌日からその充てた日までの期間に

対応する部分の金額

ロ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、関税を納付することができない事由が生じた場合 その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間に対応する部分の金額

ハ イ又はロのいずれかに該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で定める期間に対応する部分の金額

九 第一項及び第十一項第一号において「法定納期限」とは、当該関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）とする。ただし、次の各号に掲げる関税については、当該各号に定める期限又は日（第三号又は第四号に掲げる関税につき当該各号の書類が二回以上にわたつて発せられた場合には、その最初に発せられた日）とする。

一 特例申告貨物につき納付すべき関税（第九条の二第三項（納定期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税を除く。） 特例申告書の提出期限

二 第九条の二第一項から第三項までの規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

三 第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該関税に係る第七条の十七（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類若しくは更正通知書又は第九条の三（納税の告知）の規定によ

等）の税関長の承認を受けて受け取られた郵便物につき納付すべき関税 当該関税に係る第九条の二の規定による納税告知書が

しへ第八条第二項（不当廉売関税）の規定により課する関税又は同条第十六項の規定により変更され、若しくは継続される同条第一項の規定により課する関税 当該関税に係る納税告知書に記載された納定期限

口 発せられた日

六 この法律又は税関定率法その他の関税に関する法律の規定により一定の事が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 当該事実が生じた日

七 第十二条に次の二項を加える。

11 修正申告又は納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつた場合において、その申告又は増額更正に係る関税について第七条第一項の規定による申告（特例申告の場合にあつては、期限内特例申告書の提出）又は期限後特例申告書の提出がされており、かつ、当該申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（以下この項において「減額更正」という。）があつた後に当該修正申告又は増額更正があつたときは、当該修正申告又は増額更正があつたときは、当該修正申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（以下この項において「減額更正」という。）があつた後に当該修正申告又は増額更正があつたときは、当該修正申告又は増額更正により納付すべき関税又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

三 次の各号に掲げる場合には、前二項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、前二項の規定を適用する。

一 前二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 第二項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る関税について当初申告により納付すべき税額を減少させる更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合 当該当初申告に係る税額に達するまでの税額

の日が当該関税の法定納定期限である場合には、当該法定納定期限の翌日から当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

二 当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、同日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告がされ、又は当該増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数

三 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

四 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

五 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

六 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

七 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

八 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

九 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

十 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

十一 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

十二 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

十三 第十二条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「割合」の下に「（修正申告が、その申告に係る関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合）」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（第四項の規定による場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「その超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

の調査に係る第百五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納稅義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第五項において「調査通知」という。）がある前に行われたものである」を加える。

第十二条の三第一項中「関税」を「関税等」に改め、「割合」の下に「期限後特例申告書の提出又は第一号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正又は第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定（以下この節において「更正決定」という。）があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合」を加え、同項第一号中「更正及び決定」を削り、同条第二項中「場合」の下に「（同項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合を除く。）」を加え、「同項に」を「前項に」に、「当該超える」を「、その超える」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が」を「期限後特例申告書の提出が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について第七条の十六第二項の規定による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、」に改め、「当該期限後特例申告書の提出が」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「がされた場合において、その提出又は修正申告」を削り、「更正又は決定」を「更正決定」に改め、「でない」の下に「場合において、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものである」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第六項の規定の適用がある場合又は期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより當該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、その期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前までの間に、関税について、無申告加算税（期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより當該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。又は重加算税（次条第三項において「無申告加算税等」という。）を誤されたことがあるときは、第一項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額の百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

るべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について無申告加算税等を課されたことがあるときには、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第十三条第二項中「附則第四項及び第五項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項第一号中「の規定により課される」を「若しくは第

三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）に、「第十二条第八項」を「第十二条第九項（延滞税）に改め、同条第三項各号中「とき」を「とき」に改め、同条第六項中「超える」を「超える」に、「さかのぼつて」を「遡る」に改める。

第十四条の二第二項中「又は第二項（申告納税方式による国税）を」、「第二項又は第四項（同条第一項又は第一項の重加算税に係る部分に限る。）に、「規定によるもの」を「重加算税」に、「同条第三項各号列記以外の部分」を「同条第三項本文」に、「日」を「日。以下この項において「法定納期限」という。」と、同項ただし書中「国税」とあるのは「関税」に改める。

第三十条第一項第四号中「（平成十四年法律第九十九号）」を削り、同項第五号中「第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）」の規定による輸出申告」を「第六十七条の三第一項後段（輸出申告の特例）」に規定する特定委託輸出申告、同条第二項に規定する特定製造貨物輸出申告又は同条第三項に規定する特定輸出申告」に改まる。

第四十三条の三第二項中「手続」の下に「、第六十七条の三第一項前段（輸出申告の特例）及び第六十七条の十九（輸入申告の特例）」を加え

第四十三条の四に次の二項を加える。
「第六十八条の二（貨物の検査に係る権限の委任）の規定は、前項の検査について準用する。
第四十七条第三項中「承継した法人」の下に
「許可を受けていた者がその業務を譲り渡したものにおいては当該業務を譲り受けた者」を
加える。
第四十八条の二第四項中「又は分割」を「若しくは分割」に改め「場合」の下に「又は保
税蔵置場の許可を受けた者がその業務を譲り渡したもの」を、「承継した法人」の下に「又は
当該業務を譲り受けた者」を加え、「又は当該
分割をした法人」を「若しくは当該分割をした
法人又は当該業務を譲り渡した者」に改め、同
条第五項中「(許可の要件)」を削る。
第六十二条の七中「公告」を「許可」に、「保
税蔵置場の許可」を「許可」に改め、「要件」
の下に「第四十三条の三第三項（外国貨物を
置くことの承認）、第四十三条の四第二項（外
国貨物を置くことの承認等の際の検査）」を加
え、「保税蔵置場の貨物」を「貨物」に改め、「保
税工場についての」を削り、同条に後段として
次のように加える。
この場合において、第四十三条の三第三項
中「第六十七条の二」とあるのは「第六十七
条の二第一項」と、「第一項」とあるのは「
第六十二条の三第一項（保税展示場に入れる
外国貨物に係る手続）」と、第四十三条の四第
二項中「前項」とあるのは「第六十二条の三
第二項（保税展示場に入れる外国貨物に係る
手続）」と読み替えるものとする。
第六十二条の十五中「の期間及び公告」、「保
税蔵置場に」、「の延長」及び「及びその申請
を削り、「納付義務」を「納付義務等」に、「に
ついての報告義務」を「の簡易手続」に、「総
合保税地域の許可」と、「」を「」と、「」に
「総合保税地域）において準用する前項ただし
書」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場

「(証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改め、同条第八項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「並びに」を「及び」に改め、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量(協定発効日から一年を経過した日前の期間に係るものに限る)及び(協定発効日から一年を経過した以後の期間に係るものに限る)」を削り、「年度中のこれら」を「年度中の同表に掲げる」に改める。

地とするものに係る輸入数量と協定発効日以後の期間のオーストラリア協定を「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。)に改め、「との合計数量」を削り、同項第一号及び同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

第五条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。
別表第一第一〇三・〇三項を次のように改める。

魚(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィッシュの他の魚肉を除く。)

レその他の魚肉を除く。)

第七条の八第一項中「協定発効日」を「オーストラリア協定の効力発生の日」に改める。

別表第一第一〇四〇二・一〇号中「中学校」を「義務教育学校の前期課程を含む。」、中学校(「義務教育学校の後期課程及び」)に改める。

第七条の五第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産する」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「関税定率法第三条」を「同法第三条」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十七年度まで」を「平成二十八年度まで」に改め、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、「協定発効日前の期間のオーストラリアを原産する」に改める。

二二・〇七

エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)及び変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)

二二・〇七・一〇
エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。)

(一) アルコール分が九〇%以上のもの

B その他のもののうち

バイオマス(動植物に由来する有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)から製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたものであり、かつ、エチルーカーチャリーブチルエーテルの製造の用に供するもの

無税

〇三〇三・五四

〇三〇三・五四

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリアン・スコムベル・ヤボニクス)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカブテルス属のもの)、ざんがめあじ(カラシクス属のもの)、ざんがめ(カラシクス属のもの)、さわら(スコムベルモルス属のもの)、さわら(スコムベル・ヤボニクス)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリアン・スコムベル・ヤボニクス)、ぐるぐま(ラストレルリゲル属のもの)、さわら(スコムベルモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ざんがめあじ(カラシクス属のもの)、さぎ(ラキュケントロン・カナドゥム)、まながつお(パムブス属のもの)、さんま(コロラビス・サイラ)、むろあじ(デカブテルス属のもの)、からふとしやも(マルロトウス・ヴィルロスス)、めかじき(クヌフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アヴィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラリアン・スコムベル・ヤボニクス)、ララシクス及びスコムベル・ヤボニクス)、魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

肝臓、卵及びしらこ

二 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵

二 その他もの
(一) にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカブテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)のうち

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・ヤボニクス)、アウストラリアン・スコムベル・ヤボニクス)、

別表第一第一〇九・一九号中「エタノール」を「エチルアルコール(エタノール)に改める。

別表第一の三中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改め、同表第一〇四〇二・一〇号中「中学校」を「義務教育学校の前期課程を含む。」、中学校(「義務教育学校の後期課程」と「」)に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二八年三月三一日」を「平成二九年三月三一日」に改める。

別表第一第一〇三・〇七項を次のように改める。

〇三・〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）いか

〇三〇七・四三

冷凍したものうち

もんごういか、するめいか（トダロデス・パキフィクス）、アメリカおおあかい（ドンディクス・ギガス）、じんどういか（ロリオラス属のもの）、まついか（イルテクス属のもの）及びほたるいか（ワタセニア・スキンテイルランス）以外のもの

三・五%

別表第一第一九〇一・一〇号中「育児食用」を「乳幼児用」に改め、同表第一九〇一・一〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に、「もち」を「餅」に改める。

別表第一第三〇六・〇〇号中「なし酒及びミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。

別表第一第三〇九〇一・二〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に改め、同表第一九〇一・九〇号中「育児食用又は食餌療法用」を「乳幼児用又は食餌療法用」に、「もち」を「餅」に改める。

別表第二第二〇三・〇六項及び第二〇三・〇七項を次のように改める。

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾

燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動

物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

三・五%

〇三・〇六
〇三・〇七・一九

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動

物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

〇三・〇六・九一

リルス属又はヤスス属のもの

一 くん製したもの
二 その他のもの

〇三・〇六・九二

ロブスター（ホマルス属のもの）

一 くん製したもの
二 その他のもの

〇三・〇六・九三

かに
一 くん製したもの

ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

一 くん製したもの

二 その他のもの

シユリンプ及びプローン

一 くん製したもの

二 その他のもの

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

一 くん製したもの

二 その他もの

（）えび

二 その他もの

（）えび

一 くん製したもの

二 その他もの

（）えび

一六〇五・六二

うに

六・四%

八%

一六〇五・六三

くらげ

六・四%

一六〇五・六九

くらげ

六・四%

- 一 くん製したもの
- 二 その他のもの
- 一 くん製したもの
- 二 その他のもの

- (一) くん製したもの
- (二) くらげ
- (三) その他のもの

別表第一第二二〇六・〇〇号中「なし酒及びミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。

別表第三第一四項中「第四〇七・一〇号」を「第四〇七・一一号から第四〇七・一九号まで」に改め、「第四〇九・二二号の二」の下に、「第四〇九・二三号の一若しくは二」を加え、「第四一八・九〇号の一、第四一九・〇〇号」を「第四一八・九一号の一、第四一八・九九号の一、第四一九号の二」に、「又は第四二一・九〇号の三の(二)」を「第四一九一号の三又は第四二一・九九号の二の(二)」に、「第四一八・九〇号の二の(二)」を「第四一八・九一号の二の(二)又は第四一八・九九号の二の(二)」に改める。

別表第三第一五項中「第四二一・九〇号の二」を「第四二一・九一号の二」に改める。

別表第四第一四項中「又は」を「第六三〇

四・二〇号又は」に改める。

別表第五第一項中「第〇三〇一・四五号」の下に、「第〇三〇一・四九号の二」を「第〇三〇一・八九号の二」の下に、「第〇三〇二・九九号の二の(二)」を「第〇三〇三・五五号」の下に、「第〇三〇三・五九号の二」を加え、「第〇三〇三・九〇号の二」を「第〇三〇三・九一〇二・八九号の二」の下に、「第〇三〇二・九九号の二の(二)」を、「第〇三〇五・五一号」の下に、「第〇三〇五・五九号の二の(二)」を加え、「第〇三〇七・二九号の一若しくは三」を「第〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二の(二)」に、「又は第〇三〇七・七九号の二の(二)」に、「第〇三〇七・七九号の一若しくは三の(二)」を、「第〇三〇七・七九号の二の(二)」に、「又は第〇三〇七・九一号の二」に改め、「第〇三〇七・九一号の二」に改める。

別表第三第一五項中「第四二一・九〇号の二」を「第四二一・九一号の二」に改める。

別表第四第一四項中「又は」を「第六三〇

七・二% 八% 八% 六・四% 六・四% 六・四%

関税率表第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七九号の二(若しくは三の(二)又は第六三〇号)に改め、第〇三〇五・七九号の二(若しくは三の(二))に掲げる物品のうちを加え、

ち

五四号に掲げる物品のうち

ハレンゲス及びクルベア・パラスイ
ディノブス属又はエングラウリス属
ムベル・スコムブルス、スコムベ
クス及びスコムベル・ヤボニクス)、
又はデカプテルス属のもの)及びさ
サイラ

六九号の二に掲げる物品のうち
のもの)、たら(ガドウス属、テラ
ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ
コムベル属のもの)、いわし(エト
ディノブス属のもの)、あじ(トロ
テルス属のもの)及びさんま(コロ
七二号の二の(二)のB若しくは(二)のB
号の二の(二)のB若しくは(二)のBに掲

んま(コロラビス、
関税率表第〇三〇五・
五九号の二(若しくは三の(二))又は第六
三〇五・七九号の二(若しくは三の(二))に掲げる物品のうちを
加え、

る)を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・
四三号又は第〇三〇七・四九号の二」に改め、
「セピア・オフィキナリスト」を削り、「又は第
〇三〇七・九九号の一若しくは三」を「第〇
三〇七・九九号の二(若しくは三)又は第六
三〇七・九九号の二(若しくは三)」に改め、「いか(もんごういかを除く)」を削
る。

に、「第〇三〇七・四一号又は第〇三〇七・四九号の一若
しくは三」を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・
四三号又は第〇三〇七・四九号の二」に改め、
「セピア・オフィキナリスト」を削り、「又は第
〇三〇七・九九号の一若しくは三」を「第〇
三〇七・九九号の二(若しくは三)又は第六
三〇七・九九号の二(若しくは三)」に改め、「いか(もんごういかを除く)」を削
る。

号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十条」を「・第四十条の二」
に改める。

第十条第一項第三号を同項第四号とし、同項
第一号中「死亡し、又は」を削り、同号を同項
第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加え
る。

一 死亡した場合で、第十二条の二第二項の
規定による申請が同項に規定する期間内に

「財務大臣」に改める。

第三十二条第一項中「税関長」を「財務大臣」

に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号の

いづれか」に改め、同項第一号中「第七号まで

の一」を「第九号までのいづれか」に改める。

第三十二条中「各号の一」を「各号のいづれ

か」に改め、同条第二号中「第七号までの一」

を「第九号までのいづれか」に改める。

第四章中第三十四条の前に次の二条を加え

る。

(業務改善命令)

第三十三条の二 財務大臣は、通関業の適正な

遂行のために必要があると認めるときは、そ

の必要の限度において、通関業者に対し、そ

の業務の運営の改善に必要な措置をとるべき

ことを命ずることができる。

第三十四条第一項中「税関長」を「財務大臣」

に改め、「戒告」を削り、同項第一号中、「

この法律に」を「若しくはこの法律に」に改め、

「命令」の下に「若しくはこれらに基づく処分」

を加え、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」

に改める。

第三十五条第一項及び第三十六条中「税関長」

を「財務大臣」に改める。

第三十七条第一項中「税関長」を「財務大臣」

に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改

め、同条第二項中「税関長」を「財務大臣」に

改める。

第三十八条第一項中「税関長」を「財務大臣」

に、「税関職員をして」を「その職員に」に改

め、同条第二項中「税関職員は」を削り、「場

合には」を「職員は」に改める。

第三十九条第一項中「税関長」を「財務大臣」

に、「聞く」を「聴く」に改める。
第四十条の二中「による」の下に「財務大臣」又は」を加える。

第五章中第四十条の二の次に次の二条を加える。
(権限の委任)

第四十条の三 財務大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を税関長に委任することができる。

第四十一条第一項中「十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「又は第九条の規定」及び「又は同条の規定により通関業を営むことができる地域以外の地域において」を削る。

第四十二条中「一に」を「いづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第四十三条第一項中「一に」を「いづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第三十三条の二の規定による命令に違反した者

に改める。

(施行期日)

第四十四条中「一に」を「いづれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十三条第二号中「税関職員」を「職員」に改める。

附 則

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条中税法第八十九条第二項の改正規定、同法第六十条、同法第九十一条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに第六条中通関業法目次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を加える改正規定 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日

六九年の改正規定並びに第六条中通関業法目

次に改正規定及び同法第六十九条の二から第六十

五年の改正規定、同法第六十二条の十第一項の改

正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第

四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十

三条の四に一項を加える改正規定、同法第六

十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十

五の改正規定(「許可の要件」を削る部分を

削除)、同法第六十七条の二の改正規定、同

法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第

十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十

八条の次に一条を加える改正規定、同法第

六十九条の改正規定、同法第七十五条の改正

規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第

六十九条第三項第一号の改正規定、同法第

定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第一項第一号の改正規定(「第十二条第八項」を「第十二条第九項(延滞税)に改める部分を除く。」)、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定 平成二十九年一月一日

四 第三条中税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第十三条中税法目次の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定を次のように改める。

一 第三十三条の二の規定による命令に違反した者

に改める。

(施行期日)

第四十四条中「一に」を「いづれかに」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十三条第二号中「税関職員」を「職員」に改める。

附 則

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 新税法第十二条第一項の規定を次のように改める。

3 前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前に税法に係る延滞税について新税法第十二条第七項第三号の規定を適用する場合には、同号中「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項一号施行日」という。前記税法に係る延滞税について新税法第十二条第七项第三号の規定を適用する場合には、同号中「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項一号施行日」とあるのは「同法第四十八条」とよる。

4 新税法第十二条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第九項に規定する法

定の期間が到来する税法について適用する。

5 新税法第十二条の二から第十二条の四までの規定は、平成二十九年一月一日以後に新税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する税法について適用し、同日前に旧税法第十二条第八項又は新税法第十二条第九項に規定する法定納期限(以下この項において「旧法定納期限」という。)が到来した税法については、同日前に旧法定納期限が到来した税法に係る旧税法第十二条の三の規定による無申告算税(同条第四項の規定の適用があるものを除く。)又は

条に規定する書面その他財務省令で定める書類が郵便又は信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第一条第六項(定義)に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便をいう。)により提出された場合について適用する。

2 新税法第十二条第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第九項に規定する法定納期限が到来する税法に係る延滞税について適用し、施行日前に第三条の規定による改正前の税法(第五項において「旧税法」という。)第十二条第八項に規定する法定納期限が到来した税法に係る延滞税については、なお從前の例による。

3 前条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)前に税法に係る延滞税について新税法第十二条第七项第三号の規定を適用する場合には、同号中「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項一号施行日」とあるのは「同法第四十八条」とよる。

4 新税法第十二条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第九項に規定する法

定の期間が到来する税法について適用する。

5 新税法第十二条の二から第十二条の四までの規定は、平成二十九年一月一日以後に新税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する税法について適用し、同日前に旧税法第十二条第八項又は新税法第十二条第九項に規定する法定納期限(以下この項において「旧法定納期限」という。)が到来した税法については、同日前に旧法定納期限が到来した税法に係る旧税法第十二条の三の規定による無申告算税(同条第四項の規定の適用があるものを除く。)又は

旧関税法第十二条の四の規定による重加算税は、新関税法第十二条の三第三項に規定する無申告加算税等とみなす。

6 新関税法第四十七条（新関税法第六十一条の四、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域の許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日以後にある場合について適用し、当該許可を受けた者に係る業務の譲渡が施行日前にあった場合については、なお従前の例による。

7

新関税法第九十一条の規定は、第一号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用し、財務大臣又は税関長の処分についての審査請求であつて、第一号施行日前にされた財務大臣又は税関長の処分に係るものについては、なお従前の例による。

（通関業法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第六条の規定による改正後の通関業法第四十条の二の規定は、第一号施行日から附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）の前日までの間にされた税関長の処分に係る審査請求について適用し、第一号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用し、第一号施行日前にされた税関長の処分に係る審査請求であつて、第一号施行日前にされた税関長の処分に係る審査請求について適用する。

第四条 第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の通関業法（以下この条において「旧通関業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者（他の法令の規定により同項の許可を受けた者とみなされるものを含む。）は、第四号施行日に、第七条の規定による改正後の通関業法（以下この条及び附則第十四条において「新通関業法」という。）第三条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧通関業法の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新通関業法の規定による許可に付されたものとみなす。

2 前項の規定により新通関業法第三条第一項の

許可を受けたものとみなされた者についての新関税法第七十九条第三項第一号ロの規定の適用については、その者が旧通関業法第三条第一項のうち最も早い日（二以上あるときは、当該日の二以上あるときは、当該日）を新通関業法第三条第一項の許可を受けた日とみなす。

3 前二項に規定するもののほか、第四号施行日前に旧通関業法によりした処分、手続その他の行為で、新通関業法中相当する規定があるものは、新通関業法によりしたものとみなす。

4 第四号施行日前において旧通関業法第十三条第一項第一号の規定により通関士を設置することを要しないこととされていた通関業務を行う営業所（旧通関業法第二条第二項（旧通関業法第八条第二項において準用する場合を含む。）の施行日前にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用し、第一号施行日前にされた税関長の処分に係る審査請求であつて、第一号施行日前にされた税関長の処分に係る審査請求について適用する）を新通関業法により通関業務を行うことができる地域を限定する条件が付されていたものに限る。）であつて、第七条の規定の施行の際現に通關士を置いていないものについては、第四号施行日から起算して五年を経過する日又は新通関業法第十三条の規定により当該営業所に通關士を設置する日の前日のはずれか早い日までの間は、同税關長の処分に係る審査請求について適用する。

5 新通関業法第三十三条の二の規定は、第四号施行日以後にした通關業者の業務について適用する。

6 新通関業法第三十四条の規定は、第四号施行日以後にした通關業者の行為について適用し、第四号施行日前にした通關業者の行為については、なお従前の例による。

7 新通関業法第四十条の二の規定は、第四号施行日以後にされた財務大臣又は税関長の処分に係る審査請求について適用する。

8 第四号施行日前にした行為及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合における第四号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関連する必要な経過措置は、政令で定める。

6 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

（酒税法の一一部改正）

第六条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一一部を次のように改正する。

7 第十八条の三第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第七項中「もより」を「最寄り」に改める。

第三十条の三第一項及び第一項中「その保

税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第三十条の五第一項中「その保税地域の所在

地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部改正）

第七条 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「石油石炭税法及び」を「同法及び」に改め、同条第三項中「当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改め、同条第七項第一号中「第六項」を「前項」に改める。

第十六条第一項中「石油石炭税法及び」を「同法及び」に改め、同条第三項中「当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税関長」を「税

関長」に改め、同条第七項第一号中「第六項」を「前項」に改める。

第十九条第一項中「課税物品」の下に「（前項の課

税物品を除く。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

関税法第六十七条の十九（輸入申告の特例）

の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物

品に係る内国消費税（石油石炭税法第十五条第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による申告書に係る石油石炭税を除く。次項において同じ。）の納稅地は、消費税法等の規定にかかわらず、当該輸入申告に係る税關長の所属する税關の所在地とする。

第九条 挥発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項、第九十条の四の二第一項及び第九十条の四の三第一項中「その保税地

の所在地」を「納税地」に改める。

（揮発油税法の一一部改正）

第十二条の二第二項中「その保税地域の所在

地の所轄税關長」を「同項の税關長」に改める。

第十四条の二第一項中「その保税地域の所在

地」を「納税地」に改め、同条第八項中「もより」を「最寄り」に改める。

第八条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

3 前項の場合において、関税法第七条の二第二項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者が前項の指定物品に係る消費税法第四十七条第二項の申告書（政令で定める物品に係るものを除く。）を税關長に提出するときは、いずれかの税關長に対して当該申告書を提出することができる。この場合における消費税の納稅地は、前項の規定にかかわらず、当該申告書の提出をした税關長の所属する税關の所在地とする。

4 第八十九条の四第一項、第九十条の二第一項、第九十条の四第一項、第九十条の四の二第一項及び第九十条の四の三第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

（揮発油税法の一一部改正）

第五项中「おいて」の下に「同条

第十一項第一項及び第二項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第八項中「も

より」を「最寄り」に改める。

（租税特別措置法の一一部改正）

第六条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

3 前項の場合において、関税法第七条の二第二項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者が前項の指定物品に係る消費税法第四十七条第二項の申告書（政令で定める物品に係るものを除く。）を税關長に提出するときは、いずれかの税關長に対して当該申告書を提出することができる。この場合における消費税の納稅地は、前項の規定にかかわらず、当該申告書の提出をした税關長の所属する税關の所在地とする。

4 第八十九条の四第一項、第九十条の二第一項、第九十条の四第一項、第九十条の四の二第一項及び第九十条の四の三第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第八項中「もより」を「最寄り」に改める。

（揮発油税法の一一部改正）

第五项中「おいて」の下に「同条

第十一項第一項及び第二項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第八項中「も

より」を「最寄り」に改める。

（租税特別措置法の一一部改正）

地」を「納税地」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第十六条の四第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。
(石油ガス税法の一部改正)

第十条 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改め、同条第六項中「もより」を「最寄り」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「税関長」に改める。

第十九条第二項中「その保税地域の所在地の所轄税関長」を「同項の税関長」に改める。
(石油石炭税法の一部改正)

第十一 条 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第二項中「その保税地域の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。
(たばこ税法の一部改正)

第十二条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

第十八条第一項及び第二項中「その保税地域の所在地の所在地を所轄する」を「同項の」に改める。
(消費税法の一部改正)

第十三条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第九項第三号中「が保税地域の所在地を所轄する税関長」を「が税関長」に改め、同号イ中「保税地域の所在地」を「納税地」に改める。

第五十条第二項中「その保税地域の所在地」に

所轄する」を「同項の」に改める。
第五十一条第二項中「保税地域の所在地を所轄する」を「課税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申告書を提出する」に、「特定月において引き取ろうとする」を「当該」に改める。(検討)

第十四条 政府は、第七条の規定の施行後五年を経過した場合において、新通関業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新通関業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由
最近における内外の経済情勢等に対応するため、個別品目の関税率の見直し、輸出し、又は輸入してはならない貨物への営業秘密侵害品の追加、輸出申告及び輸入申告を行う税關官署の自由化、暫定関税率の適用期限の延長並びに関税率表の品目分類の調整等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年三月三十日印刷

平成二十八年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P